

日 教 庶 第 5 2 1 号

令和4年(2022年)11月4日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

令和4年度第8回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第10号により、下記のとおり令和4年度第8回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和4年(2022年)11月10日(木) 午後2時

開催場所

506会議室

案件

議案

第34号 市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメントへの回答について

第35号 日野市立教育センター所長の任命について

第36号 第10期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について

第37号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

協議事項

第7号 第6次日野市特別支援教育推進計画(素案)について

請願

第4-8号 “君が代”が前面に出る偏った卒業式等を是正するため、「ILO・ユネスコが日本政府に出した勧告」の遵守を求める意見書を、文科省・都教委に出して頂きたい等の請願

報告事項

第26号 行政情報の公開請求

第27号 令和5年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果(中学校)



議案第34号

市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメントへの回答について

上記議案を提出する。

令和4年11月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメントに対する回答を決定するものです。

## 市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案の パブリックコメント結果報告書

市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の策定に向けてパブリックコメントを実施しました。市民の皆様から貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。パブリックコメントの集計結果や教育委員会の考え方について以下のとおり報告いたします。

### 1. 実施期間

令和4年9月15日から令和4年10月14日まで

### 2. 周知方法

広報ひの9月号、市ホームページ、市公式LINE、保護者の皆様への学校配信メール

### 3. 素案の閲覧場所

学校課、七生支所、豊田駅連絡所、市内各図書館、市ホームページ

### 4. ご意見の提出方法

電子メール・郵送・持参・FAX

### 5. ご意見の件数

電子メール	41名
郵送	3名
持参	19名
FAX	1名
合計	64名

### 6. ご意見と教育委員会の考え方

パブリックコメントでいただいたご意見と教育委員会の考え方は別紙のとおりです。

パブリックコメント及び説明会でいただいたご意見等を踏まえ、令和4年10月29日の教育委員会臨時会において再度協議を行った結果、引き続き検討が必要との判断に至りました。このことから、教育委員会では素案修正の基本的な考え方をまとめました。

本報告書は当該考え方を踏まえた回答となっております。

### 7. 所管部署

日野市教育委員会学校課

ご意見と教育委員会の考え方  
(市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載をすることになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
1	<p>複数の子どもを育てる家庭では、まだ小さい子の養育には、目が離せず、母親は、就業したくても、どうしても子育てに専念しなければならない状態にあります。よって、保育園に通わせることも厳しく、幼稚園の存在が不可欠です。日野市として、幼稚園にこそ力を注ぎ、できれば「公立で3年幼稚園」「延長保育」など実現できれば、子育て世代は安心して子どもを増やし、幼稚園の必要性が高まるのではと考えます。</p> <p>子どもが減ったから幼稚園を廃園にするのではなく、子どもを安心して産み育てられるように、幼稚園を整備していく方が、有益なことと思います(合わせて、出産をあきらめる状況に追い込まれている市民がいる中で、一人でも必要としている子がいれば面倒見るべきであり、少子化対策の面でも有効。子どもが増える施策を考えることが、将来の日野につながるのではないかと。などのご意見あり)。</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申は、幼児人口の減少傾向や定員割れといった現状だけを踏まえて、公立幼稚園の園数を論じているものではありません。「公立幼稚園はこれまで就学前の幼児教育においてセンター的役割を果たしてきたことや、「子どもを取り巻く環境の変化とともに、その時代に即した教育の質をアップデートしながら幼児教育を提供してきたことに功績がある」とことについて言及しています。</p> <p>そのうえで、年々幼児人口が減少しており、今後も減少傾向が継続すると考えられること、また年々公立幼稚園の園児数も減少しており、幼児期の発達段階において集団性と協同性の芽生えを育む観点から一定数の望ましい学級人数が求められることなどから、3園を維持継続することは適正数とは考えにくく1園減らすこと、そして園舎の老朽化の状況から「第四幼稚園」を適正配置の対象とすること等を結論付けています。</p> <p>答申内容については、これまでの教育委員会定例会等での論議にて、妥当であり合理的なものとして判断しています。そして今回の基本方針(素案)及び閉園計画(素案)は、この答申を踏まえて作成しました。</p> <p>また、私立幼稚園では3年保育や延長保育を行っているものの、在籍者が減少している状況です。これまで日野市が全国でも先進的に取り組んできた幼保小連携の取り組みなどを継続・推進し、多様性に応じた学びの充実を図るとともに、設置主体(公私)や施設類型(幼稚園、保育園、認定こども園)にとらわれず、幼児教育・保育の質の向上を総合的に推進してまいります。日野市らしい幼児教育の具現化を目指して、これまで公立幼稚園が蓄積してきたものも共有し、日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、委員会を設置して今年度から進めてまいります。</p>
2	<p>老築化や洪水により浸水した時の修復による費用についても触れてありましたが、水害に関して言えば、第四小学校も同様ですね。まず「廃園ありきで物事を進め、つぶすならどこにするかと理由付け」をしているように感じます。</p> <p>また、洪水による浸水は、ハザードマップをみると第二幼稚園も浸水の可能性があり、「浸水する可能性がある」という面では、第四幼稚園と同じではないでしょうか?(合わせて、災害時は第四小学校に避難できる、水害が心配なら多摩川の整備をしてほしい、などご意見あり)</p>	<p>日野市洪水ハザードマップでは第四幼稚園の浸水想定は3.0~5.0mとなっていることから、日野市立学校適正規模・適正配置検討委員会の答申である「仮に浸水した場合は幼稚園の機能を回復させるまでに時間を要することが想定される」との答申を尊重したものです。</p> <p>素案の趣旨は「仮に浸水があった場合の機能回復などに時間を要する」というものでしたが、表記の仕方に配慮が足りず、結果として地域にお住まいの皆様にはご不快な思いをさせてしまったことから、表記を削除いたします。</p>
3	<p>日野市の幼稚園が第四幼稚園を閉園すれば、幼稚園は、西側に偏り、東側に住む市民としては不公平です。しかも、車で登園できないとHPにありますが、車でないと送り迎えは無理です。(車や自転車のない家庭はどうするのでしょうか?)</p> <p>西側も東側も同じように税金を払う身として、住む場所によって大差がないようにしていただきたいです(合わせて、第四幼稚園近辺の保護者がやむなく、公立に通う事を断念せざるを得ない場合には、希望する私立園や保育園への補助金や優先入園など、なんらかの救済措置があっても良いのではないかと。バス運行などの方策を望む、といったご意見あり)。</p>	<p>公立幼稚園の通園方法は、これまで原則、徒歩か自転車としておりますが、第四幼稚園閉園後の第二幼稚園、第七幼稚園への通園方法については、一定の条件のもと自家用車による送迎を可能とすることを考えています。この条件については、例えば通園距離や園児・保護者の健康状態等への配慮などを踏まえながら、今後検討を進めてまいります。</p> <p>また、園バスの運行を行う場合には、第四幼稚園の地区限定ということではなく、市内全域の皆様を対象に行うことになると考えています。そうした場合には、園児の皆様の中には長時間バスに乗り続けなければならないなどの課題があるといったことから、園バスの運行は難しいと考えております。</p>

ご意見と教育委員会の考え方  
 (市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載をすることになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
<p>4</p> <p>子どもは、第四幼稚園の「プチっこ」として幼稚園活動に参加し、そこで、仲間や先生たちにめぐり逢い、充実した、毎日を送っており、通う日を楽しみにしています。しかし、今の案では、登園できずに廃園になります。これは、「新！ひのっすくすくプラン(第2期日野市子ども・子育て支援事業計画)の子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指す」に矛盾します。</p> <p>近くに、公立幼稚園があったので、ここに家を建て、子どもたちが大好きな幼稚園があったから、3人目通わせようと思った矢先に廃園は、あんまりです。</p> <p>また、この幼稚園で、知り合えた同じ世代の子を持つ支えあえる親御さんとの出会いは貴重でした。一度廃園にしてしまえば、幼稚園を再び作ることはないでしょう。そこで育った子たちの学び舎はなくなってしまうのです。</p> <p>子どもの人数が減少していて財源も有限であることは、重々承知していますが、子どもは、未来の財産です。</p> <p>今いる子や、これからの子どもたちのためにも廃園について、今一度、熟慮していただき、子育て世代が安心して、子どもを増やし育てられる環境になるよう望みます。</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申は、幼児人口の減少傾向や定員割れといった現状だけを踏まえて、公立幼稚園の園数を論じているものではありません。「公立幼稚園はこれまで就学前の幼児教育においてセンター的役割を果たしてきた」ことや、「子どもを取り巻く環境の変化とともに、その時代に即した教育の質をアップデートしながら幼児教育を提供してきたことに功績がある」ことについて言及しています。</p> <p>そのうえで、年々幼児人口が減少しており、今後も減少傾向が継続すると考えられること、また年々公立幼稚園の園児数も減少しており、幼児期の発達段階において集団性と協同性の芽生えを育む観点から一定数の望ましい学級人数が求められることなどから、3園を維持継続することは適正数とは考えにくく1園減らすこと、そして園舎の老朽化の状況から「第四幼稚園」を適正配置の対象とすること等を結論付けています。</p> <p>答申内容については、これまでの教育委員会定例会等での議論にて、妥当であり合理的なものと判断しています。そして今回の基本方針(素案)及び閉園計画(素案)は、この答申を踏まえて作成しました。このため、評価いただいている公立幼稚園の良さやサービス内容を残したうえで、幼稚園数は必要最小限にしていくことも避けて通れないと考えております。</p> <p>一方で、2歳児、3歳児を対象としたプレ保育の取り組みである「がっちっこ」については、登録されている方の多くが将来その園に入園させることを考えており、入園後も安心して園生活を送ることができるようするために大きな役割を果たしていることを踏まえ、現在の「がっちっこ」の2歳児が第四幼稚園で卒園できるよう、閉園時期については現在の素案で令和6年度末(令和7年3月31日)としているものを1年延長して、令和7年度末(令和8年3月31日)に修正する方針です。</p> <p>また、これまで日野市が全国でも先進的に取り組んできた幼保小連携の取り組みなどを継続・推進し、多様性に応じた学びの充実を図るとともに、設置主体(公私)や施設類型(幼稚園、保育園、認定こども園)にとらわれず、幼児教育・保育の質の向上を総合的に推進してまいります。日野市らしい幼児教育の具現化を目指して、これまで公立幼稚園が蓄積してきたものも共有し、日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、委員会を設置して今年度から進めてまいります。</p>
<p>5</p> <p>・東京は発達障害児が増える              これから都心部は発達障害児が増えます。というのは子供が運動不足だからです。              エールで運動療法を見学してみてください。それはさながら子どもたちが自由に木にのぼり、枝にぶら下がり、堀によじ登って歩き、川に飛び込み石を積んだり投げたりして遊ぶ場を安全に再現しようとしているようだとかんじました。</p> <p>習い事や体育のルールのある遊びではなく、体と頭をフルに開放した楽しいと思う状態で体を動かした遊びこそ療法にもなるそうです。</p> <p>数十年前まで幼少期の目一杯の遊びで自然と療法されていた子達がそうした環境が失われ、故意的に療育を受けなければならない状態になっているのが現代だと思われまます。</p> <p>こうした理由で東京は発達障害と言われる子は増えていくはずですよ。</p>	<p>公立幼稚園における特別な支援を必要とするお子さんの受け入れについては、今後も必要な人員を配置して対応してまいります。</p> <p>また、日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、委員会を設置して今年度から進めてまいります。今後は公立/民間・幼稚園/保育園問わず日野市の幼児教育全体として、公立幼稚園が蓄積してきたものを共有し、多様性に応じた学びの充実を図っていきたく考えます。</p>

ご意見と教育委員会の考え方  
(市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載をすることになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
6	<p>・私立幼稚園の障害児差別問題について 私立幼稚園は2歳3歳児の入園前の子に「プレ中絵本を座って聞けなかったので入園できません」と面接費用を払わせてから前もってきまっていた面接結果を知らせてきたり「発達障害があるなら公立へ」といわれられたことが起きています。 障害者差別ですが、結果公立幼稚園が拠り所となる親子も多いです。 どうぞエールやステップなどに通う保護者へ私立幼稚園の面接で嫌な思いをされたことはないかアンケートをとってください。</p>	<p>私立幼稚園にも支援が必要な子どもたちが入園しています。 市ではこれまで、私立・公立幼稚園に、臨床心理士等による巡回相談、保育カウンセラーの派遣を行い、保育者・保護者に対して支援を要する子どもたちに関するアドバイスをするとともに、子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行うなど、一人一人の子ども・保護者に寄り添った支援を続けています。 これまで日野市が全国でも先進的に取り組んできた幼保小連携の取り組みなどを継続・推進し、多様性に応じた学びの充実を図るとともに、設置主体(公私)や施設類型(幼稚園、保育園、認定こども園)にとらわれず、幼児教育・保育の質の向上を総合的に推進してまいります。日野市らしい幼児教育の具現化を目指して、これまで公立幼稚園が蓄積してきたものも共有し、日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、委員会を設置して今年度から進めてまいります。 支援を必要とするお子さんの対応については、市全体として公立、民間を問わずどの様にしていけるか、今後の検討体制の中で議論を深め方向を出していきたく考えています。 エールとの情報共有も引き続き図ってまいります。</p>
7	<p>・インクルーシブの叶った場を壊す必要がない 第四幼稚園では理想のインクルーシブが実現していました。そんな場を壊す必要はないと感じます。</p>	<p>これまで日野市が全国でも先進的に取り組んできた幼保小連携の取り組みなどを継続・推進し、多様性に応じた学びの充実を図るとともに、設置主体(公私)や施設類型(幼稚園、保育園、認定こども園)にとらわれず、幼児教育・保育の質の向上を総合的に推進してまいります。日野市らしい幼児教育の具現化を目指して、これまで公立幼稚園が蓄積してきたものも共有し、日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、委員会を設置して今年度から進めてまいります。</p>
8	<p>・幼稚園の宣伝力に工夫を 日野市には発達支援センター「エール」があります。テレビ放送後から、市内にサポートすべき障害児がかなり増えているのではありませんか？人も多く越しているのではないかと。しかしその割には幼稚園の受け入れ先は限られ、小児心療内科もを謳う病院も一つのみ。障害児の多さに対して器が日野市は整っていません。 親はアップアップしながら薬に縋る思いで引っ越してきた方もいるでしょう。公立幼稚園は全国でも数少なく、他地からの引っ越しでは馴染みの薄い「公立幼稚園」と言う存在を知らない人も多いためです。実際四小に通って初めて知ったという人もいます。きちんとアピールしているでしょうか(合わせて、新入園児募集の周知の期間や方法の改善、産休育休の保育園の方を状況次第で幼稚園をすすめてはどうか、などのご意見あり)？ 公立ですから、スクールカウンセラーやエール、学校との連携もしやすく健常者も発達障害者も安心して通えるのはかなり強みです。</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申の後、公立幼稚園の良さや課題を見直していく中で、課題のひとつとして、情報発信という点があげられました。 各園のホームページについてリニューアルを行ったほか、各園を紹介するリーフレットについても作成が進んでおり、情報発信の改善につながるものと考えております。 合わせて、新入園児の募集については皆さまからのご意見をもとに、日野市HPでの周知を例年より早めさせていただき、募集要項の表記については一部見直しをさせていただきました。</p>

**ご意見と教育委員会の考え方  
(市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)**

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載することになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
9	<p>公立幼稚園を閉園したら予算的には助かることでしょうか。財政難を掲げる日野市です。副市長は横領、先日は市長に二億円以上を出してゴミ処理場への公園問題を処理するようにと裁判もあり、市長個人が払える額ではなく、なんとか税金で出せないかと思案中とも思います。どう考えてもおかしい道の作りで、建設段階から違法ではと言われていたのではないのでしょうか？</p> <p>日野自動車工場が移したことも、日野市から工業商業が衰退していることも、一歳から見守ってきた私には全ては数十年後へのシュミレート不足と感じます。</p> <p>せっかくある設備です。閉園を決めてしまう前に、本当に使えないかもう一度よく考慮し潰す方に考えるのではなく、続ける方に考えてはどうでしょうか(合わせて、園舎や跡地の活用について検討したらどうかといったご意見あり)。</p>	<p>第四幼稚園の園舎は老朽化が著しく、再利用は難しいものと判断しています。</p> <p>跡地活用については、教育委員会における検討と併せ、市長部局と連携しながら、公共施設等総合管理計画の方針に基づき、市全体で検討を行ってまいります。その際には、園児や保護者の皆様の気持ちを受け止め、丁寧に進めてまいります。</p>
10	<p>納得する部分としましては、園舎の老朽化や、水害に対する不安のある立地であること。</p>	<p>日野市洪水ハザードマップでは第四幼稚園の浸水想定は3.0～5.0mとなっていることから、日野市立学校適正規模・適正配置検討委員会の答申である「仮に浸水した場合は幼稚園の機能を回復させるまでに時間を要することが想定される」との答申を尊重したものです。</p> <p>素案の趣旨は「仮に浸水があった場合の機能回復などに時間を要する」というものでしたが、表記の仕方に配慮が足りず、表記の仕方に配慮が足りず、結果として地域にお住まいの皆様にはご不快な思いをさせてしまったことから、表記を削除いたします。</p>
11	<p>残念ながら閉園する事になってしまった場合には、卒園児にお別れする機会を与えて頂きたいと思えます(合わせて、五幼の跡地など、更地のままで見ていると心苦しいといったご意見あり)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒園者向けの開放日(お別れ会)を設けるなど、保護者の皆様とも一緒にできることを考えていきたいと思えます。</li> <li>・第五幼稚園では、園児の記念制作を第八小学校に展示しています。保護者の皆様希望されるのであれば、こうした取り組みも参考してまいります。</li> </ul>
12	<p>市役所もエールもミライクも私立幼稚園も全部西に作って東側を盛り上げる気はないのですか(合わせて、子連れで通いたい施設は四小、四幼地区にはないといったご意見あり)？</p>	<p>日野市における公共施設については、公共施設等総合管理計画においてそのあり方をお示しており、公共施設の老朽化の度合いや将来人口の動静、財政負担なども含めて、公共施設の今後のあり方や市域全体における最適な配置など、現在内容の改定を進めている状況です。</p>
13	<p>全く丁寧な説明はされていない。市民説明会の日程も疑問。追加された日程を幼稚園関係者の母達でまわすのはおかしい。四小の運動会だから日程変更をお願いしているのにずらさなかったのはなぜですか？(合わせて、地域の自治会に説明したのか、といったご意見あり)</p>	<p>説明会の日程についてですが、まずは在園児保護者向けの開催を最優先とさせていただき、それ以外の方がお越しいただきやすいよう、10月1日(土)10時の開催とさせていただきます。結果として、一部の方が参加しづらい条件となってしまう申し訳ございませんでした。同様の意見を頂戴したことから、同日16時から追加の開催を決定いたしました。</p> <p>また、皆様からのご意見を真摯に受け止め、10月23日(日)9時30分からの追加開催を決定し、周知についても保護者の皆様への学校配信メールや市公式LINEの活用など、改善させていただきました。</p>



ご意見と教育委員会の考え方

(市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載をすることになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
14	<p>集団性と協同性の芽生えを育む上での望ましい学級人数等の観点とありますが、では一体何人であれば望ましい人数なのでしょうか？今現在、第四幼稚園の年長と年中に子供を通わせていますが、集団性と協調性が芽生えていないと感じたことは一切ありませんし、保護者サイドからもそのような意見は全くありません(合わせて、具体的にはどのくらいの人数なのかといったご意見あり)。</p>	<p>幼稚園教育要領では、「集団生活」に関する考え方とあわせて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されています。そこには、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、言葉による伝え合いなど、全部で10の姿が記されています。この10の姿とは、小学校入学前までに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を具体的に示したものです。幼稚園教諭は、この10の姿を具体的にイメージし、幼児の発達や学びの個人差に留意しつつ、子どもたちが集団生活のなかで遊びを通じて、様々なことを学び成長していくよう日々の教育を行っております。</p> <p>実際の幼稚園現場では現在、一学級の園児数が十数名の状況で保育を行っております。幼稚園側に聴き取りをしたところ、欠席のお子さんが多い日は、一学級が6～7名となる場合があります。自発的に遊ぶ時間に友達と一緒に遊んだり、リレーやドッジボールなどの一斉での集団ゲームが成立したりするには、望ましい育ち合いにつながっていくためにも、欠席が多い日と同様に7名程度の人数は必要であると考えています。</p> <p>また、都内23区において、一学級に何人以上が必要か、その人数について把握している範囲では、5名、7名、8名、10名という人数になっています。なお、日野市の過去の公立幼稚園の統廃合において、同様の考えのもと、閉園する最終年度の4歳児の募集において10名以上の応募があった場合は受け入れられますが、10名に満たない場合は第二希望の園に応募があったとみなす対応をとっていたところです。</p> <p>以上のことから教育委員会では、幼児人口の減少と公立幼稚園への在籍児の減少が続いている現状において、幼児期の発達段階において集団性や協同性等の芽生えを育む観点から、学級人数として最低限必要な人数は、すぐにこの人数を用いて何かを判断するかということとは別としても、基本的な考え方として、これまでの10名ではなく、7人と考えております。</p>
15	<p>もし大きな地震が起こった際、車での迎えは困難になります。3.11の際は電車は止まり信号も止まり、道は瓦礫だらけ帰りたくても帰れない人が続出しました。もし、そんな災害が起こったらすぐでも子供の無事な姿を見て安心したいのにすぐに迎えに行ってもあげられません。兄弟がいれば更に時間がかかります。地震が起こった際の迎えに行くリスク等はどのように考えているのでしょうか？</p>	<p>日野市地域防災計画では、「保育園、幼稚園、学校等は、保護者等が帰宅困難となり、園児、児童、生徒を引き取るのが困難な場合においては、原則として保護者等への引き渡しを行うまでの間、園児、児童、生徒の保護に努めるとともに、必要に応じ、近隣の避難所と連携を図る。」としています。</p> <p>これを受け、日野市の幼稚園における防災教育の中では、「幼稚園は平素から幼稚園防災の方針や計画について地域や保護者に連絡し、これらの理解を求めその協力を得るようにする。例えば、災害発生時における幼稚園の措置、避難場所、管理・救急体制、幼児を保護者へ引き渡す方法などをあらかじめ示し、その協力を得るようにする。」としています。また各園には、園児数に応じ保存食(アレルギー対応食も含め)常備しています。保護者に安全かつ確実に引き渡すまでは、職員一体となり、子ども達のいのちを守ります。</p>

ご意見と教育委員会の考え方

(市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載することになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
16	<p>閉園実施日: 令和7年3月31日についてですが、なぜ令和7年3月31日なのですか? 急ぐ必要ってなんですか? 今プレで2、3歳の子達が通っています。日野市の広報で募集もしています。プレに通っているのに入れない? というのは通わせてる保護者や子供に対してあまりにも失礼ではないでしょうか? 日野市が募集をかけたならせめてそれは答えるべきなのではないですか? これでは詐欺と一緒です。</p>	<p>このたびの素案の策定にあたり、令和6年度末の閉園を決定した背景は、幼児人口が減少し市立幼稚園への入園希望者数が非常に早いスピードで減少している状況のもとで、子どもたちが学び合い育ちあうためには一定数の人数が必要であるとの認識に立ち、協議した結果です。</p> <p>一方で、閉園時期については多数のご意見をいただきました。「ぷちっこ」は、いわゆるプレ保育として保護者の皆さんにとって信頼できる第四幼稚園で、大切なお子さんが充実した幼稚園生活を送ってほしいという強い思いを受けとめる大切な役割を果たしていることから、「ぷちっこ」の現2歳児が第四幼稚園で卒園できるよう、閉園時期については素案で「令和6年度末」としているものを1年延期し、「令和7年度末」とすることとしました。あわせて、令和6年度入園予定の園児募集は、4歳児及び5歳児ともに行い、応募人数の下限は設けない方針です。</p>
17	<p>なぜ説明会に決定権のある方が在籍しないのでしょうか? 在園保護者の説明会と市民説明会両方参加させて頂きましたが、なんの決定権も無い方々がただ閉園ありきの説明を行っただけで、こちらがたくさんの意見を言っても、子供が減ってる、水害があつたら機能回復できないしか返答がなく質問と答えが違う事も多々ありました。果たしてこれは説明会なのでしょうか? これは素案素案と何度も言っていました、『もう閉園は決定だからよろしくね』と言われていた感じがしなかったです。決定権のある教育委員会の方が居ないのにどうやって決定するのか理解しかねます。</p>	<p>教育委員会は、教育長と4人の委員の計5名で組織され、教育行政の基本方針や重要施策、事項について審議し、意思を決定する合議制の機関です。</p> <p>教育委員会にて決定した事項など、教育委員会の権限に属する事務を処理するのが事務局の役割となります。説明会でいただいたご意見については教育委員会に報告し、先般10月29日に開催した教育委員会臨時会では、説明会及びパブリックコメントのご意見などを踏まえて、素案の修正に関する基本的な考え方をとりまとめ、決定したところです。</p>
18	<p>(2)私立幼稚園との比較検討において園児一人あたりにかかる公費負担につき、格差・偏重が生じている。</p> <p>について、私立との比較は適切なものでしょうか? 私立は家庭が選んで受験し入るところです。つまり、料金についても納得の上に入園させているんです。</p> <p>全国一律3万円の補助なので、月々の利用費は園によって私立は自由に設定できますよね。市立と格差があるのは承知の上での入園です。税金を、納めた上でなおも園に支払う。そして、支払った分の教育内容を用意されてるから選んでるんですよ。</p> <p>公費負担といいますが、3歳児保育もなし、基本的な読み書きやピアノ教育等もなし、預かり保育もなし、だからこその利用費設定なのだと理解してます。</p> <p>また、市立と私立で園からもらえる補助の負担の差、つまり日野市として負担という事ですよ? こうやってしっかり差をつけて、幼稚園運営されてるじゃないですか。でも、これは税金で賄われているものであり、私立の入園が困難な日野市民の家庭のために当然といえる負担なのではないでしょうか? なぜ市民の家庭・子どもの為ににかかる費用が、私立と比較されるのでしょうか?</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申のなかに記されている「私立幼稚園との比較検討において園児一人あたりにかかる公費負担につき、格差・偏重が生じている。」の部分は、園児1人あたりにどれくらいの金額が市から投入されているか、すなわち園児1人の育ちを支えるにあたり保護者以外の市民も含め、どれくらいのコストがかかっているのかを比較した場合に、差があるという意味になります。保護者に負担していただく、保育料等の実費負担の比較ではありません。</p> <p>なお、令和元年10月から施行された幼児教育・保育の無償化によって、保育料については公立、私立ともに無償化されており差はありません(入園準備や入園後の活動のためにかかる費用は、園ごとに異なります)。</p>

ご意見と教育委員会の考え方

(市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載をすることになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
19	<p>日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会のメンバーの中で選出区分の保護者が、第二幼稚園関係の保護者であり、検討委員会に第四幼稚園の保護者がいないことで第四幼稚園の保護者の意見が反映されておらず、公平・公正に検討できているとは考えられない。 このメンバーを選出したこと自体に初めから問題があります。第四幼稚園の保護者も含めた適正配置等検討委員会を再度設置し、再度検討していくよう求めます。</p>	<p>日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会の委員は、学識経験者や小中学校の教職員、幼稚園の代表、公募も含む市民の代表から構成されます。1人だけの意見が反映されることはなく、様々な議論を重ね、答申を行った後、解散となります。この度の委員選定についても、規定に基づきこれまでと同様の構成であり、公募によって市民の方も2名参加しており、委員会での論議経過等を見ても、第四幼稚園の保護者や地域住民が含まれないことが論議の公平性に欠けるとは考えていません。</p>
20	<p>「(2)私立幼稚園との比較検討において園児一人あたりにかかる公費負担につき、格差・偏重が生じている。」 について、公立幼稚園の園児や職員が不当な事態に合わないか心配しています。文章に配慮が欲しいです。</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申のなかに記されている「私立幼稚園との比較検討において園児一人あたりにかかる公費負担につき、格差・偏重が生じている。」の部分は、園児1人あたりにどれくらいの金額が市から投入されているか、すなわち園児1人の育ちを支えるにあたり保護者以外の市民も含め、どれくらいのコストがかかっているのかを比較した場合に、差があるという意味になります。</p>
21	<p>障害のある子ども普通級の子との関りがとても良い刺激となり、お互いにとって成長につながる貴重な時間を過ごせる大事な役割を担っており、補完的役割ではありません。 その問題を私立幼稚園や市がカバーする体制ができてから閉園を検討すべきであり、閉園してしまつて行き場のない幼児をどうするのか、その体制が出来上がるまでのその時に4歳5歳の子供がたくさんいるんです。</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申は、幼児人口の減少傾向や定員割れといった現状だけを踏まえて、公立幼稚園の園数を論じているものではありません。「公立幼稚園はこれまで就学前の幼児教育においてセンター的役割を果たしてきた」ことや、「子どもを取り巻く環境の変化とともに、その時代に即した教育の質をアップデートしながら幼児教育を提供してきたことに功績がある」ことについて言及しています。 そのうえで、年々幼児人口が減少しており、今後も減少傾向が継続すると考えられること、また年々公立幼稚園の園児数も減少しており、幼児期の発達段階において集団性と協同性の芽生えを育む観点から一定数の望ましい学級人数が求められることなどから、3園を維持継続することは適正数とは考えにくく1園減らすこと、そして園舎の老朽化の状況から「第四幼稚園」を適正配置の対象とすること等を結論付けています。 答申内容については、これまでの教育委員会定例会等での論議にて、妥当であり合理的なものと判断しています。そして今回の基本方針(素案)及び閉園計画(素案)は、この答申を踏まえて作成しました。また、私立幼稚園にも支援が必要な子どもたちが入園しています。 市ではこれまで、私立・公立幼稚園に、臨床心理士等による巡回相談、保育カウンセラーの派遣を行い、保育者・保護者に対して支援を要する子どもたちに関するアドバイスをするとともに、子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行うなど、一人一人の子ども・保護者に寄り添った支援を続けています。これまで日野市が全国でも先進的に取り組んできた幼保小連携の取り組みなどを継続・推進し、多様性に応じた学びの充実を図るとともに、設置主体(公私)や施設類型(幼稚園、保育園、認定こども園)にとらわれず、幼児教育・保育の質の向上を総合的に推進してまいります。日野市らしい幼児教育の具現化を目指して、これまで公立幼稚園が蓄積してきたものも共有し、日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、委員会を設置して今年度から進めてまいります。 エールとの情報共有も引き続き図ってまいります。</p>

ご意見と教育委員会の考え方

(市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載をすることになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
22	<p>他の幼稚園も今後老朽化を理由に全園閉園ですか？ 多摩地域で唯一公立幼稚園がある事は日野市の魅力の一つなのにご存じですか？寄付を集める協力もできますし、直すことは考えられなかったのでしょうか(合わせて、保護者の中には、1,200円という活動費をもっと増やして、園の修繕などに充ててもいいという保護者がたくさんいる、といったご意見あり)。</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申は、幼児人口の減少傾向や定員割れといった現状だけを踏まえて、公立幼稚園の園数を論じているものではありません。「公立幼稚園はこれまで就学前の幼児教育においてセンター的役割を果たしてきたことや、「子どもを取り巻く環境の変化とともに、その時代に即した教育の質をアップデートしながら幼児教育を提供してきたことに功績がある」とことについて言及しています。</p> <p>そのうえで、年々幼児人口が減少しており、今後も減少傾向が継続すると考えられること、また年々公立幼稚園の園児数も減少しており、幼児期の発達段階において集団性と協同性の芽生えを育む観点から一定数の望ましい学級人数が求められることなどから、3園を維持継続することは適正数とは考えにくく1園減らすこと、そして園舎の老朽化の状況から「第四幼稚園」を適正配置の対象とすること等を結論付けています。</p> <p>答申内容については、これまでの教育委員会定例会等での論議にて、妥当であり合理的なものと判断しています。そして今回の基本方針(素案)及び閉園計画(素案)は、この答申を踏まえて作成しました。これまで日野市が全国でも先進的に取り組んできた幼保小連携の取り組みなどを継続・推進し、多様性に応じた学びの充実を図るとともに、設置主体(公私)や施設類型(幼稚園、保育園、認定こども園)にとらわれず、幼児教育・保育の質の向上を総合的に推進してまいります。日野市らしい幼児教育の具現化を目指して、これまで公立幼稚園が蓄積してきたものも共有し、日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、委員会を設置して今年度から進めてまいります。</p>
23	<p>公立の幼稚園の先生は本当に素晴らしい方ばかりです。 公務員であるため、中立な立場を取るしかなく、そのなかで日々できる限りを尽くしてくださっています。実際現場で現状を理解し、見ている先生方の声をもっと聴くべきだと思います。</p>	<p>公立園の職員を評価していただき、ありがとうございます。各園の職員の日頃の努力の積み重ねによるものなので、評価いただいていることを改めて職員に伝えさせていただきます。 今後も現場との連携を密にまいります。</p>
24	<p>時代の流れに合わせての閉園や統合はしょうがないことかと思えます。</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申は、幼児人口の減少傾向や定員割れといった現状だけを踏まえて、公立幼稚園の園数を論じているものではありません。「公立幼稚園はこれまで就学前の幼児教育においてセンター的役割を果たしてきたことや、「子どもを取り巻く環境の変化とともに、その時代に即した教育の質をアップデートしながら幼児教育を提供してきたことに功績がある」とことについて言及しています。</p> <p>そのうえで、年々幼児人口が減少しており、今後も減少傾向が継続すると考えられること、また年々公立幼稚園の園児数も減少しており、幼児期の発達段階において集団性と協同性の芽生えを育む観点から一定数の望ましい学級人数が求められることなどから、3園を維持継続することは適正数とは考えにくく1園減らすこと、そして園舎の老朽化の状況から「第四幼稚園」を適正配置の対象とすること等を結論付けています。</p> <p>答申内容については、これまでの教育委員会定例会等での論議にて、妥当であり合理的なものと判断しています。そして今回の基本方針(素案)及び閉園計画(素案)は、この答申を踏まえて作成しました。</p>

ご意見と教育委員会の考え方  
 (市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載をすることになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
25	<p>共働きの家庭が増えている現状を考えれば、幼稚園をただ統合するだけでなく、子ども園化を視野に入れた方が良いかと思えます。子ども園に変わるなら幼稚園よりニーズは増えることでしょう。</p> <p>他県より引越してきましたが、日野市は子ども園が2つしかなく、圧倒的に少ないと感じました。</p>	<p>日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、委員会を設置して今年度から進めてまいります。今後は公立/民間・幼稚園/保育園問わず日野市の幼児教育全体として、公立幼稚園が蓄積してきたものを共有し、多様性の応じた学びの充実を図っていきたくと考えます。</p> <p>認定こども園は、教育と保育を一体的におこなう施設です。日野市の保育定員は、この数年で保育園の新規開設を行うことで大幅に増えました。その結果、待機児童が減少し、今後もこの傾向が続くものと見込んでいます。認定こども園を増やすことは、保育定員を増やすことでもあり、現在の保育需要から、これ以上の保育定員増は予定しておりません。そのため、今後の幼児人口や子育てニーズの動向を注視しつつ、公立や民間といった設置主体を問わず、市全体としてどのように定員を考えていくのかなど、検討が必要と考えます。</p>
26	<p>四幼閉園と閉園以外の方法での、採算やその改善効果を明示すべきと考えます。</p> <p>素案の「1 公立幼稚園の適正配置について」について、              ・答申の付属資料「06_(資料6)市立幼稚園年度別園児数学級数」によると、令和3年度の欠員率が最も高いのは七幼で約66%です。四幼は約55%で3つの中で最も低いです。つまり、四幼が最も稼働していることとなります。</p> <p>・「(4)幼児期の発達段階において集団性と協同性の芽生えを育む観点から、一定数の望ましい学級人数が求められる。」とあります。一方、令和3年3月に、小学校における学級編成を40人から35人に引き下げる法案が可決・成立したように、少人数学級におけるきめ細やかかつ個別最適な指導を、文部科学省が目指しています。</p> <p>以上のことから、一定数の学級人数を目指すより、少人数での教育を実現するほうが、文科省の方針に即しているといえるのではないのでしょうか。その中でも一つの園を閉鎖しなければならないということであれば、おそらく採算が合わないというのが現実的な理由なのではないかと推測します。そうした場合、素案・答申の資料の中には、3園を維持するといくら採算があわず、四幼を閉鎖することによりどの程度採算が改善される予想なのか、が明示されておりません。</p> <p>定数を減らしたり、施設の一部でも老朽化・災害対策を施したり等、閉園以外の方法もあるのではないかと思います。閉園以外の方法について検討した結果、どうしても四幼を閉鎖しなければ採算が合わないのであれば、その検討結果を明示しなければ、当事者は納得できないと考えます(合わせて、日野市はこんなにも開発され、人口も増え、経済的にも潤っているように思えるといったご意見あり。)</p>	<p>子育て世代の減少や保育園ニーズの高まりから、市立幼稚園の在園者数が急激に減っている状況があり、これに対応するため、令和3年7月に検討委員会に諮問し、同年11月に答申を受けたのち、教育委員会にて委員との協議を経ながら、方針や計画の素案を作成してまいりました。</p> <p>幼稚園教育要領では、「集団生活」に関する考え方とあわせて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されています。そこには、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、言葉による伝え合いなど、全部で10の姿が記されています。この10の姿とは、小学校入学前までに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を具体的に示したものです。幼稚園教諭は、この10の姿を具体的にイメージし、幼児の発達や学びの個人差に留意しつつ、子どもたちが集団生活のなかで遊びを通じて、様々なことを学び成長していくよう日々の教育を行っております。</p> <p>実際の幼稚園現場では現在、一学級の園児数が十数名の状況で保育を行っております。幼稚園側に聴き取りをしたところ、欠席のお子さんが多い日は、一学級が6~7名となる場合があります。自発的に遊ぶ時間に友達と一緒に遊んだり、リレーやドッチボールなどの一斉での集団ゲームが成立したりするには、望ましい育ち合いにつながっていくためにも、欠席が多い日と同様に7名程度の人数は必要であると考えています。また、都内23区において、一学級に何人以上が必要か、その人数について把握している範囲では、5名、7名、8名、10名という人数になっています。なお、日野市の過去の公立幼稚園の統廃合において、同様の考えのもと、閉園する最終年度の4歳児の募集において10名以上の応募があった場合は受け入れますが、10名に満たない場合は第二希望の園に応募があったとみなす対応をとっていたところです。以上のことから教育委員会では、幼児人口の減少と公立幼稚園への在籍児の減少が続いている現状において、幼児期の発達段階において集団性や協同性等の芽生えを育む観点から、学級人数として最低限必要な人数は、すぐにこの人数を用いて何かを判断するかということとは別としても、基本的な考え方として、これまでの10名ではなく、7人と考えております。</p> <p>令和4年11月1日~7日にて実施した令和5年度新規入園への応募状況が5名という状況や、未就学児人口の減少傾向を踏まえると、この7人の規模を維持していくことは難しく、日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会の答申にある「公立幼稚園の入園希望者数の人数の今後を想定すると3園を維持継続していくことは適正数とは考えにくい」は妥当であると、教育委員会として判断しています。</p>

ご意見と教育委員会の考え方  
 (市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載をすることになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
27	<p>当事者に対する支援方針を明示すべきと考えます。「6 計画の推進」には、具体的な計画が明示されておりません。転園せざるを得ない園児や、プレ入園を予定していた子供たちやご家族を、市がどのような手段、どのような計画で支援していくか、具体策を明示すべきと考えます。</p>	<p>本計画については住民説明会及びパブリックコメントで多数のご意見をいただいている状況から、令和4年10月29日の教育委員会臨時会において再度協議を行った結果、引き続き検討が必要との判断に至りました。このことから、教育委員会では素案を修正する方向性についての基本的な考え方である「素案の修正案の骨子」をまとめました。今後、改めて説明会やパブリックコメントを実施しながら、計画の修正を進めてまいります。</p> <p>なお、2歳児、3歳児を対象としたプレ保育の取り組みである「ぶちっこ」については、登録されている方の多くが将来その園に入園させることを考えており、入園後も安心して園生活を送ることができるようにするために大きな役割を果たしていることを踏まえ、現在の「ぶちっこ」の2歳児が第四幼稚園で卒園できるよう、閉園時期については現在の素案で令和6年度末(令和7年3月31日)としているものを1年延長して、令和7年度末(令和8年3月31日)に修正する方針です。</p>
28	<p>日野市も少子化が進んでいるのでしょうか？私の周りや目にするお母さん方は、子沢山だったり双子のお母さんだったり、ほとんど一人っ子のお母さんを見かけないので信じがたいですが、地球環境の悪化は人口増加が原因の1つです、昔は「明るい家族計画」が謳われましたし、かえって少子化は良いことではないかと思います。</p>	<p>各年4/1時点での未就学児人口0~5歳児の合計を見ると                      H30:9,280人                      H31:9,107人                      R02:9,090人                      R03:8,835人                      R04:8,464人</p> <p>また、今年の4/1時点での各年齢別を見ていくと                      0歳児:1,254人                      1歳児:1,322人                      2歳児:1,384人                      3歳児:1,458人                      4歳児:1,456人                      5歳児:1,590人</p> <p>となり、日野市においても少子化が進んでいる状況と捉えております。</p>
29	<p>市立幼稚園の閉園という課題に対して、方針等を策定し、進めようとする市の姿勢に対しては、率直にがんばっていただきたいと思います。</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申は、幼児人口の減少傾向や定員割れといった現状だけを踏まえて、公立幼稚園の園数を論じているものではありません。「公立幼稚園はこれまで就学前の幼児教育においてセンター的役割を果たしてきた」ことや、「子どもを取り巻く環境の変化とともに、その時代に即した教育の質をアップデートしながら幼児教育を提供してきたことに功績がある」ことについて言及しています。</p> <p>そのうえで、年々幼児人口が減少しており、今後も減少傾向が継続すると考えられること、また年々公立幼稚園の園児数も減少しており、幼児期の発達段階において集団性と協同性の芽生えを育む観点から一定数の望ましい学級人数が求められることなどから、3園を維持継続することは適正数とは考えにくく1園減らすこと、そして園舎の老朽化の状況から「第四幼稚園」を適正配置の対象とすること等を結論付けています。</p> <p>答申内容については、これまでの教育委員会定例会等での論議にて、妥当であり合理的なものと判断しています。そして今回の基本方針(素案)及び閉園計画(素案)は、この答申を踏まえて作成しました。</p>

ご意見と教育委員会の考え方  
(市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載をすることになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
30	<p>子どもを日野市で育てる一市民として、市立幼稚園があるから日野市の教育環境が優れていると感じたことはありません。むしろ、財政非常事態宣言を宣言している状況であれば、教育分野の予算の優先順位として、より多くの市民が対象となる、例えば学校施設の改修などに充ててもらいたい。なお、市立幼稚園の廃止＝弱者の切り捨てという単純な話ではなく、なぜ市が幼稚園という「ハコ」をもたないといけないのか、「ハコ」をもたずともやり方があるのではという認識だからです(他市では市立幼稚園がないから弱者が切り捨てられているという客観的なデータを見たことがありません)。市立幼稚園の利用者やその周辺の方から相当数の反対意見があることも予想され、正直説明会ではその方たちの主張の場となり時間ももたないのので参加しません。</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申は、幼児人口の減少傾向や定員割れといった現状だけを踏まえて、公立幼稚園の園数を論じているものではありません。「公立幼稚園はこれまで就学前の幼児教育においてセンター的役割を果たしてきた」とことや、「子どもを取り巻く環境の変化とともに、その時代に即した教育の質をアップデートしながら幼児教育を提供してきたことに功績がある」ということについて言及しています。</p> <p>そのうえで、年々幼児人口が減少しており、今後も減少傾向が継続すると考えられること、また年々公立幼稚園の園児数も減少しており、幼児期の発達段階において集団性と協同性の芽生えを育む観点から一定数の望ましい学級人数が求められることなどから、3園を維持継続することは適正数とは考えにくく1園減らすこと、そして園舎の老朽化の状況から「第四幼稚園」を適正配置の対象とすること等を結論付けています。</p> <p>答申内容については、これまでの教育委員会定例会等での議論にて、妥当であり合理的なものと判断しています。そして今回の基本方針(素案)及び閉園計画(素案)は、この答申を踏まえて作成しました。</p>
31	<p>案の中で示されている「第二幼稚園・第七幼稚園の2園を中心に今後の公立幼稚園の体制を維持することとし、令和6年度末(2025年3月31日)をもって第四幼稚園を閉園とする計画を策定する。」という表現については、第二・第七幼稚園を今後も残すことを想定しての表現かと思いますが、現在の各園の在園児数や施設の老朽化の状況、公費の投入状況(運営費や改修費だけでなく、市職員の運営及び施設管理に要する人件費を含む)を考えれば、今回の方針において、段階的に全ての市立幼稚園の廃止も視野に検討を進めることを示すべきと考えます。</p> <p>ただし、「2 日野市らしい幼児教育、公立幼稚園のあり方」において、今後検討していくことも記載されているので、方針に明記することが困難であればしっかりと結論を出す時期を定め、進めてもらいたい。</p>	<p>今回の基本方針(素案)及び閉園計画(素案)の作成にあたっては、幼児人口や在籍児童数の状況等を見ながら、日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会に諮問しており、同委員会からの答申は、3園を維持継続することは適正数とは考えにくく1園減らすこと、そして園舎の老朽化の状況から「第四幼稚園」を適正配置の対象とすること等を結論付けています。答申内容については、これまでの教育委員会定例会等での議論にて、妥当であり合理的なものと判断しています。そして今回の基本方針(素案)及び閉園計画(素案)は、この答申を踏まえて作成しました。</p> <p>日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、あらたな委員会を設置して今年度から進めてまいります。日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会とは別の委員会となります。</p> <p>あらたな委員会では、これまで日野市が全国でも先進的に取り組んできた幼保小連携の取り組みなどを継続・推進し、多様性に応じた学びの充実を図るとともに、設置主体(公私)や施設類型(幼稚園、保育園、認定こども園)にとらわれず、幼児教育・保育の質の向上を総合的に推進してまいります。日野市らしい幼児教育の具現化を目指して、これまで公立幼稚園が蓄積してきたものも共有し、日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を進めてまいります。</p>
32	<p>公立の幼稚園が定員割れをしているとありましたが、日野市外の幼稚園に通われているお子さんがどのくらい存在するか把握できているのか?世の中の動きとして保育園を希望される方が多いのはわかりますが、幼稚園を希望する方が市外に流れていると言う事は日野市内の公立や私立の幼稚園でカバーできていない問題があるからなのではないか?</p> <p>(合わせて、発達の問題で市内の幼稚園を断られた為やむなく市外の幼稚園に通っている話も耳にしています、といったご意見あり)</p>	<p>市内に10の私立幼稚園がありますが、市外から通っている園児数及び市民の方で市外の私立幼稚園や認定こども園に通っている園児数は、市で把握していますが、市外の幼稚園を選択される理由について、現状では把握しておりません。</p>

ご意見と教育委員会の考え方

(市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載することになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
33	<p>創立49年ということで園舎の老朽化が著しく進んでいるとのことですが、やはり一度も大きな改修工事もせずすぐに閉園という方向にもっていく形は納得できるものではありません(合わせて、老朽化がどの園舎がどのくらい進んでいるのかといったデータはあるか、といった意見あり)。</p>	<p>第四幼稚園は園舎が昭和48年(1973年)1月に建築され、建築後49年が経過しております。これまでに必要な修繕等の維持補修を行っているほか、冷暖房設備を設置しました。また、今年度はトイレの改修等を予定しております。 第二・第七幼稚園は昭和60年(1985年)3月に建築された鉄筋コンクリート造の園舎で、建築後37年が経過しておりますが、構造と建築年次などからみても、3園の中では第四幼稚園の老朽化が進んでいる状況です。</p>
34	<p>(第四幼稚園は)災害の時にもいろいろな面で便利に活用できると思います。</p>	<p>日野市では洪水・土砂災害それぞれに応じたハザードマップを作成しております。それぞれの状況に応じた、避難所開設を行うこととなります。第四幼稚園は、避難所としての想定はしていません。</p>
35	<p>子育てニーズの多様化が、なぜ公立幼稚園の児童数の減少につながるのか、説明が欲しい。</p>	<p>近年、女性の社会進出や長時間労働、共働き家庭の増加といった社会的要因により、子どもを低年齢から長時間預けられる環境が求められていることから、保育志向が高まりました。全国的にも待機児童が問題となり、日野市においても保育所等の整備による対策を進めた結果、待機児童は一定程度解消するに至りました。 平成30年度～令和4年度の5年間を比較しますと、未就学児人口(0～5歳児)は年々減少する中でも、保育園等の在籍者数は令和3年度まで増加し続けております。一方で、幼稚園の在籍者数は、公立私立問わず、年々減少しております。 子育てニーズの多様化により保育園志向が高まった結果、幼稚園を希望する人数が減少したものと考えております。</p>
36	<p>第四幼稚園の幼児数は、無償化ブームの年は減っているが、その後は横ばいです。むしろ、入園希望のタイミングの数字で4件増えています。無償化から2年しかたっていないので、今後の判断は難しく、このタイミングでの想定は信用できない。あと3年で集団教育ができないほどに減るとは思えない。根拠を示してほしい。</p>	<p>幼児教育無償化は令和元年(2019年)10月に始まりました。第四幼稚園の園児数(4歳児・5歳児の合計)の推移ですが、H29年度:62人、H30年度:49人、H31(R1)年度:44人、R2年度:42人、R3年度:29人、R4年度:26人となっており、無償化が始まる前から減少傾向にあります。 また、私立幼稚園の園児数についても、幼児教育の無償化があった令和元年度以降も、1,769人(R1)→1,500人(R4)と減少しているところです。 幼稚園教育要領に示されている通り、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の中には、「協同性」や「道徳性・規範意識の芽生え」「言葉による伝え合い」も記されています。教育委員会では、幼稚園現場の実情や都内23区の公立幼稚園の実績などを踏まえ、幼児期の発達段階において集団性や協同性等の芽生えを育む観点から、学級人数として最低限必要な人数は7人と考えております。 令和4年11月1日～7日にて実施した令和5年度新規入園への応募状況が5名という状況や、未就学児人口の減少傾向を踏まえると、この7人の規模を維持していくことは難しく、日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会の答申にある「公立幼稚園の入園希望者数の人数の今後を想定すると3園を維持継続していくことは適正数とは考えにくい」は妥当であると、教育委員会として判断しています。</p>
37	<p>私立幼稚園は幼児教育無償化により、以前より多くの子どもが私立幼稚園を希望しているものと考えます。それに伴い、私立幼稚園側も入園させる子どもを選ばざるを得ず、幼稚園の子どもを入園させていると感じます。</p>	<p>私立幼稚園の在籍者数は、幼児教育の無償化があった令和元年度以降も、1,769人(R1)→1,500人(R4)と減少しています。また、一部の幼稚園では定員割れが開始している状況です。</p>



ご意見と教育委員会の考え方  
(市立幼稚園の閉園に関する基本方針及び関連計画の素案のパブリックコメント)

「日野市パブリックコメント手続実施要綱」では、提出されたご意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を記載して公表することとなっていますが、今回の回答には、各ご意見等に対する計画の修正の有無については記載しておりません。

本件については、令和4年10月29日の教育委員会臨時会にて、素案を引き続き検討する必要があると判断したため、今後、改めて修正素案を策定し、その修正素案に対するパブリックコメント及び説明会を実施いたします。その後、回答とともに計画の修正の有無について記載することになります。

ご意見(要旨)の欄は、表現はそれぞれ異なるものの、趣旨が重複するものは個別に記載していません。提出が早かった意見をベースに表示しています。

	ご意見(要旨)	教育委員会の考え方
38	<p>日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会では「日野市らしい幼児教育、公立幼稚園のあり方」として、こうした立地が恵まれている場合、学校統廃合や改修・大規模改修の時点で幼稚園と小学校の統合(空き教室の活用)を検討するとあり、本来の方針と逆行する。</p>	<p>学校統廃合や改修・大規模改修の時点で幼稚園と小学校の統合(空き教室の活用)という視点は重要と捉えております。 日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、委員会を設置して今年度から進めてまいります。今後は公立/民間・幼稚園/保育園問わず日野市の幼児教育全体として、公立幼稚園が蓄積してきたものを共有し、多様性に応じた学びの充実を図っていきたくと考えます。この新たな体制の中で、どのように学びの充実を図っていけるか、ソフト・ハードの両面から検討する必要があると考えています。</p>
39	<p>第五幼稚園に通っておりました。そちらが閉園となり代替案として提示された第四幼稚園が短期間の間に閉園されることはおかしいと思います(合わせて、近くの公立幼稚園が閉園したことで、第四幼稚園に流れて行ったご家庭はたくさんいらっしゃると思いますといったご意見あり)。</p>	<p>日野市立学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申は、幼児人口の減少傾向や定員割れといった現状だけを踏まえて、公立幼稚園の園数を論じているものではありません。「公立幼稚園はこれまで就学前の幼児教育においてセンター的役割を果たしてきたことや、「子どもを取り巻く環境の変化とともに、その時代に即した教育の質をアップデートしながら幼児教育を提供してきたことに功績がある」ことについて言及しています。 そのうえで、年々幼児人口が減少しており、今後も減少傾向が継続すると考えられること、また年々公立幼稚園の園児数も減少しており、幼児期の発達段階において集団性と協同性の芽生えを育む観点から一定数の望ましい学級人数が求められることなどから、3園を維持継続することは適正数とは考えにくく1園減らすこと、そして園舎の老朽化の状況から「第四幼稚園」を適正配置の対象とすること等を結論付けています。 答申内容については、これまでの教育委員会定例会等での論議にて、妥当であり合理的なものとして判断しています。そして今回の基本方針(素案)及び閉園計画(素案)は、この答申を踏まえて作成しました。 公立幼稚園の通園方法は、これまで原則、徒歩か自転車としておりますが、第四幼稚園閉園後の第二幼稚園、第七幼稚園への通園方法については、一定の条件のもと自家用車による送迎を可能とすることを考えています。この条件については、例えば通園距離や園児・保護者の健康状態等への配慮などを踏まえながら、今後検討を進めてまいります。</p>
40	<p>公立幼稚園がない地域の私は、支援が必要な子を受け入れるための受け皿がしっかりと整っているところが多い。市の説明では、公立幼稚園をただなくすのでは、今まで培われてきたノウハウを私立幼稚園にも活かしていきたい、と説明したが、現状支援が必要な子がたくさん私立幼稚園を断られて公立幼稚園に来ることが、今はほぼ、私立幼稚園で支援が必要な子を受け入れることは不可能と考える。私立幼稚園に経験豊富な支援員を十分に配置し、現職の教諭がしっかりと理解しサポート出来る体制を整えてからでないと公立幼稚園をなくすことを考えるべき(合わせて、閉園後の支援を必要とするお子さんの受け皿として、エールの定員を増やすのか、私立幼稚園にお願いして補助金などを投入し受け入れ数を増やす方向で行くのか?それとも市外の幼稚園に委ねて行くのか?私立幼稚園の定員割れの原因は、幼児人口の減少ではなく、魅力がない、体質が古いため、といったご意見あり)。</p>	<p>私立幼稚園にも支援が必要な子どもたちが入園しています。 市ではこれまで、私立・公立幼稚園に、臨床心理士等による巡回相談、保育カウンセラーの派遣を行い、保育者・保護者に対して支援を要する子どもたちに関するアドバイスをするとともに、子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行うなど、一人一人の子ども・保護者に寄り添った支援を続けています。 これまで日野市が全国でも先進的に取り組んできた幼保小連携の取り組みなどを継続・推進し、多様性に応じた学びの充実を図るとともに、設置主体(公私)や施設類型(幼稚園、保育園、認定こども園)にとらわれず、幼児教育・保育の質の向上を総合的に推進してまいります。日野市らしい幼児教育の具現化を目指して、これまで公立幼稚園が蓄積してきたものも共有し、日野市全体の幼児教育の質の向上を図るための検討を、委員会を設置して今年度から進めてまいります。 支援を必要とするお子さんの対応については、市全体として公立、民間を問わずどの様にしていけるか、今後の検討体制の中で議論を深め方向を出していきたくと考えています。 エールとの情報共有も引き続き図ってまいります。</p>



議案第35号

日野市立教育センター所長の任命について

上記議案を提出する。

令和4年11月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市立教育センター設置条例(平成15年条例第46号)第5条の規定に基づき、日野市立教育センター所長を任命するものです。

日野市立教育センター所長

《日野市立教育センター所長 解任者》

氏 名	住 所	解任理由
正留 久巳		一身上の都合による

《日野市立教育センター所長 任命者》

氏 名	住 所
長崎 将幸	

任期 自 令和4年12月 1日  
至 令和5年 3月31日

《参考法令》

日野市立教育センター設置条例

(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

議案第36号

第10期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和4年11月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市立教育センター設置条例(平成15年条例第46号)第9条の規定に基づき、第10期日野市立教育センター運営審議会委員を任命するものです。

## 第10期日野市立教育センター運営審議会委員

### 《日野市立教育センター運営審議会委員 解任者》

番号	氏名	住所	解任理由	期
7	長崎 将幸		人事異動のため	1

### 《日野市立教育センター運営審議会委員 任命者》

番号	氏名	住所	備考	期
7	馬場 章夫		教育部統括指導主事 (教育行政機関関係者)	新

任期 自 令和 4年12月 1日  
至 令和 6年 3月31日

### 《日野市立教育センター設置条例》

#### (審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以上とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育行政機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

#### (委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第1号から第3号までに掲げる者から選出された者の任期は、その在職期間とする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第37号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和4年11月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開



協議事項第7号

第6次日野市特別支援教育推進計画（素案）について

このことについて、協議願います。

令和4年11月10日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎



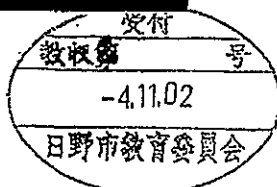
請願審査

請願番号	請願第4-8号
受付年月日	令和4年11月2日
件名	“君が代”が前面に出る偏った卒業式等を是正するため、「ILO・ユネスコが日本政府に出した勧告」の遵守を求める意見書を、文科省・都教委に出して頂きたい等の請願
請願者住所氏名	

“君が代”が前面に出る偏った卒業式等を是正するため、「ILO・ユネスコが日本政府に出した勧告」の遵守を求める意見書を、文科省・都教委に出して頂きたい等の請願

教育行政研究会：

連絡先アドレス：



1 今回の請願は、児童生徒・教職員のwell-beingのためにも是非、実行頂きたい

中学校社会・公民分野や小学校6年の社会の教科書に出てくる国際連合(国連)は、核兵器禁止条約採択で著名な総会(立憲野党が署名・批准を求めているが、核を含む“抑止力”を信奉する日本政府・保守政党は妨害)や軍事問題の決議等で著名な安全保障理事会(安保理)だけでなく、いくつもの専門機関が市民の基本的な人権を守り広げる活動をしてきている。

1-1 ILO(国際労働機関)とUNESCO(国際教育科学文化機関)の両機関の活動領域の重なる、労働問題でもあり教育問題でもある分野、教育労働者(教職員)に固有の問題については、ILOとユネスコの合同委員会が、その権利擁護を担当している。この合同委員会がCEART(セアート。ILO・ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会)である。

CEARTは2019年3月、第13回会期で日本の教育行政による教職員に対する日の丸・“君が代”強制問題を取り上げた。日本政府に対して、日の丸・“君が代”の強制を是正しなさい、と勧告したCEARTの最終報告書(以下、ILO・ユネスコ是正勧告と記す)の内容は、以下の6点である。

110. 合同委員会(セアート)は、ILO理事会とユネスコ執行委員会が日本政府に対して次のことを促すよう勧告する。

(a)愛国的な式典に関する規則に関して教員団体と対話する機会を設ける。その目的はそのような式典に関する教員の義務について合意することであり、規則は国旗掲揚や国歌斉唱に参加したくない教員にも対応できるものと

- する。
- (b)消極的で混乱をもたらさない不服従の行為に対する懲罰を避ける目的で、懲戒のしくみについて教員団体と対話する機会を設ける。
- (c)懲戒審査機関に教員の立場にある者がかかわらせることを検討する。
- (d)現職教員研修は、教員の専門的発達を目的とし、懲戒や懲罰の道具として利用しないよう、方針や実践を見直し改める。
- (e)障がいを持った子どもや教員、および障がいを持った子どもと関わる者のニーズに照らし、愛国的式典に関する要件を見直す。
- (f)上記勧告に関する諸努力についてそのつどセアートに通知すること

このILO・ユネスコ是正勧告の(a)が、「愛国的な式典」という語を用いているのは、児童生徒が主人公のはずの入学式・卒業式等なのに、×(文科省や都や市の教育委員会という)国家権力が「天皇の治世の永続を願う」という歌詞の“君が代”時に、起立・斉唱(コロナ禍は清聴)という、天皇への敬意表明を強制すると共に、×日の丸旗を三脚掲揚でなく、壇上正面に掲揚し、そこに校長や教委からの派遣者が登壇・降壇時等にペコペコお辞儀=偶像崇拜する、みつもない姿を見せ付ける——といった、政治色の濃いナショナリズムを持ち込んでいる実態を直視し、あえて用いた、と思われる。

ともあれILO・ユネスコ是正勧告の(a)は、大綱的基準として“君が代”・日の丸の強制を記述した学習指導要領の記述の下での入学式・卒業式等での教員の“義務”について、公権力が一方的に命令するのではなく、教職員組合との合意で規則を制定せよ、そして、その規則は「国旗掲揚や国歌斉唱に参加したくない教員にも対応できる内容」でなければならないという内容だ。更に(b)で、「消極的で混乱をもたらさない不服従の行為」即ち、不起立・不伴奏に対する懲戒処分発令は避けるべきだとし、「懲戒処分」の発令の是非等について「教員団体とは誠実に話し合え」と求めている。

このILO・ユネスコ是正勧告は、形式的には文科省に対して、実質的には都教委に対して発出したものだ。しかし文科省と都教委は「勧告に過ぎない。法的拘束力がない」として、無視して続けた。自分たちの立場を弾劾する不都合な内容だからだ。

1-2 教職員側は、この日本政府の怠慢をCEARTに報告。2021年10月第14期CEARTは、あらためての再勧告案を採択。2022年6月、ILOとユネスコはこれを正式に承認した。こ

※ 以上が1頁

のCEART再勧告の結論となる重要部分は次の通り。

173. 合同委員会は、ILO理事会とユネスコ執行委員会に対し、日本政府が以下のことを行うよう促すことを勧告する。

- (a) 本申立に関して、意見の相違と1966年勧告の理解の相違を乗り越える目的で、必要に応じ政府および地方レベルで、教員団体との労使対話に資する環境を作る。
- (b) 教員団体と協力し、本申立に関連する合同委員会の見解や勧告の日本語版を作成する。
- (c) 本申立に関して1966年勧告の原則がどうしたら最大限に適用され促進されるか、この日本語版と併せ、適切な指導を地方当局と共有する。
- (d) 懲戒のしくみや方針、および愛国的式典に関する規則に関する勧告を含め、本申立に関して合同委員会が行ったこれまでの勧告に十分に配慮する。
- (e) 上に挙げたこれまでの勧告に関する努力を合同委員会に逐次知らせる。

1-3 東京都教育委員会は、1999年10月の卒業・入学式等での“君が代”強制の第1次通達を、一層強化する10・23通達（03年10月、自民党等保守政党と癒着した、当時の横山洋吉教育長＝現在80歳が発出）以降、校長から教職員に職務命令を出させ、不起立・一時退席・ピアノ不伴奏の教職員を懲戒処分にしてきて、20年近くが経った。

都教委は当初、「1回目が戒告、2・3回目が減給、4回目以降が停職」という、世にも稀な“累積過重処分システム”を強行していた（注、53歳の橋下徹氏が首長だった大阪府・市の教委を除く）。

最高裁が12年1月16日、「減給超の処分は重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠き、…裁量権の範囲を超え…違法」と判じ、減給・停職の懲戒処分取り消しを都教委に命じる判決を出して以降、最高裁・東京高裁・東京地裁で確定した処分取消の総数は、延べ77件・66名に上る。

しかし都教委は原告教職員への謝罪を拒否し、再発防止策を講じず、「日の丸・君が代不当処分撤回を求める被処分者の会」が21年3月24日都教委に出した要請書によると、

——13年12月、15年3月～4月、18年2月、20年12月25日、最高裁判決・東京地裁判決で減給処分が取り消された現職の都立学校教職員延べ20件・19名に新たに戒告処分を科し再処分をするという暴挙を行い続けている。——

という事態に及んでいる。

1-4 このような状況を受け、ILO/ユネ

スコ“日の丸・君が代”勧告実施市民会議（共同事務局長は金井知明弁護士、寺中誠・東京経済大学教員、山本紘太郎弁護士）が2022年10月7日（金）13時から参院議員会館・講堂で文科省交渉を行った。

参院議員会館・講堂の部屋を取って頂いた石川大我（たいが）参院議員（立憲民主党）は生憎、院内の委員会が重なり秘書の代理出席となったが、宮本岳志衆院議員（共産党）が出席し、冒頭、澤藤統一郎弁護士が文科省初等中等教育企画課の水島淳・専門官に要請書を手渡した。

水島淳氏は「ILO/ユネスコ勧告の尊重」は明言したが、「“君が代”処分は管理運営事項であり、交渉対象外」「ILO/ユネスコ勧告の日本語訳は検討中」という回答に終始した。

1-5 水島淳氏退席後、澤藤統一郎弁護士が参院議員会館内で発言された要旨は以下の通り。

国運という世界の良識による、「教員の国旗国歌強制の拒否も、市民的不服従として許されるべきだ」「現場に混乱をもたらさない態様での思想・良心の自由は保護されなければならない」という勧告は、大いに私たちの闘いを励ますものとなっています。

この国は、国連から人権後進国であることを指摘され是正の勧告を受けながら、これに誠実な対応をしようとしません。居直りと言おうか、開き直りというべきか。不誠実極まりないのです。人権を無視し国連を軽視すること、中国やロシア、北朝鮮並みではありませんか。実に情けない。

13期と14期の2期にわたる勧告となりました。日本の政府には誠実に対応する責務があります。

どうやら私たちは、人権後進国に住んでいるのだと考えなければならぬ様子です。一人ひとりの思想・良心の自由よりは、愛国が大切だという、国家優先主義でもあるこの国。せめて、開き直らずに、誠実に国連機関が言う「国際基準」に耳を傾けていただきたいと思うのです。

日の丸・君が代への敬意表明を強制できるはずはありません。明らかに、憲法19条の思想・良心を蹂躪する暴挙ではないか。

これまで、日本政府は、国連機関から勧告を出されても、「勧告には法的拘束力がなく、直ちに履行責任を生じるものではない」との見解を示し、ILO/ユネスコ勧告についても同様の対応をしている。

しかし、「教員の地位に関する勧告」（1966年）は、日本政府も賛成し、ユネスコ特別政府間会議で採択された勧告である。その勧告の適用推進を目的として設置された合同委員会のILO/ユネスコ勧告を軽視する対応は矛盾している。

「教員の地位に関する勧告」（1966年）は、専門職である教員の権利と責務を明示した国際基準であり、条約に準じる性格を有する。自国の教員の権利保障が国際基準に達していないと指摘された以上、日本政府は国際基

※ 以上が2頁

準に合致するように直ちに具体的な行動を開始しなければならない。

日本政府と各地の教育委員会、とりわけ東京都教育委員会・大阪府教育委員会は、このILO・ユネスコ勧告の基本理念をしっかりと理解しなければならない。国旗国歌の強制、しかも懲戒処分までしてする「日の丸・君が代」への敬意表明の強制は、世界標準からみて非常識なものであることを真摯に受け止めなければならない。

教育の場から思想・良心の自由が失われ、国家の統制が横行することとなれば、やがて民主主義は死滅することになるだろう。ちょうど、「日の丸・君が代」と「ご真影」への敬意表明が当然とされた、あの暗黒の時代のごとくに。

## 2 請願事項

2-1 文科省と都教委が「ILO・ユネスコ是正勧告」の尊重を実際の言動で示すよう、文科省と都教委に意見書を出して頂きたい。

2-2 文科省・水島淳氏の考えは間違っており、“君が代”処分は管理運営事項ではなく、教職員と教委との交渉対象であることをハッキリさせるよう、文科省と都教委に意見書を出して頂きたい。

2-3 文科省が直近の2度にわたる「ILO・ユネスコ是正勧告」の日本語訳を早急に作成し、全国の教委に送付するよう、文科省に意見書を出して頂きたい。(HPへのUPも)

2-4 “君が代”再処分を撤回するよう、文科省と都教委に意見書を出して頂きたい。

2-5 都教委が押し付けてくる、卒業式等の“君が代”調査を拒否すること(依田真紀氏らは都教委からの文書・調査用紙を学校に出さないこと)。

2-6 「2-3」の文科省の(水島淳氏らの)行動が遅いので、都教委自身が2度にわたる「ILO・ユネスコ是正勧告」の日本語訳に取り組み、その日本語訳を都立学校と区市町村学校(区市教委を通し)に送付すると共に、HPにUPするよう都教委に強く求めてほしい。

2-7 ①19年・21年の2度にわたる「ILO・ユネスコ是正勧告」の内容、②逝去したアントニオ猪木さんと同い年の戦中派・澤藤統一郎弁護士の「1-5」の発言内容を、校長を含む本市の全教職員に周知すること。

## 3 今回の要望書の参考情報

ILOとUNESCOが1966年9月21日～10月5日、ユネスコにおける特別政府間会議で採択した、「教員の地位に関する勧告」(以下、ILO/UNESCO勧告)は、

### 身分保障

45 教職における雇用の安定と身分保障は、教員の利益にとって不可欠であることはいうまでもなく、教育の利益のためにも不可欠なものであり、たとえ学校制度、または、学校内の組織に変更がある場合でも、あくまでも保護されるべきである。

46 教員は、その専門職としての身分またはキャリアに影響する専断的行為から十分に保護されなければならない。専門職としての行為の違反に関する懲戒処分

49 教員団体は、懲戒問題を扱う機関の設置にあたって、協議にあずからなければならない。

50 すべての教員は、一切の懲戒手続の各段階で公平な保護を受けなければならない。とくに、

(a) 懲戒の提起およびその理由を文書により通知される権利

(b) 事案の根拠を十分に入手する権利

(c) 教員が弁護準備に十分な時間を与えられ、自らを弁護し、または自己の選択する代理人によって弁護を受ける権利

(d) 決定およびその理由を書面により通知される権利

(e) 明確に指定された権限ある当局または機関に不服を申し立てる権利

51 懲戒からの保護、ならびに懲戒それ自体の効果は、その教員が、同僚の参加のもとで判定を受ける場合、非常に高まる、ということを当局は認識しなければならない。

### 職業上の自由

61 教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。

62 教員と教員団体は、新しい課程、新しい教科書、新しい教具の開発に参加しなければならない。

63 一切の視学、あるいは監査制度は、教員がその専門職としての任務を果たすのを励まし、援助するように計画されるものでなければならず、教員の自由、創造性、責任感をそこなうようなものであってはならない。

### 教員の権利

79 教員の社会的および公的生活への参加は、教員の個人的発達、教育事業および社会全体の利益のために奨励されなければならない。

80 教員は市民が一般に享受する一切の市民的権利を行使する自由をもち、かつ、公職につく権利をもたなければならない

——などと明記している(永井憲一・法政大名教授監修・国際教育法研究会編『教育条約集』日本語訳)。

※ 以上が3頁(了)

報告事項第26号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和5年1月13日 提出

口野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	10月13日	10月25日	<p>①日野市学校経営を支える事務の在り方検討委員会（2021年6月25日に要綱制定）の会議の記録と配布資料の内「校長→副校長→主幹教諭→主任教諭→教諭」といった管理統制、チーム学校、職員会議や企画調整会議の位置づけ、君が代、安倍氏国葬家族葬等政治に関する配布資料。</p> <p>②2021年12月9日とそれ以外の日の庶務課の「施策研究会」なる会の「日の丸・君が代入学・卒業式」と安倍氏家族葬と国葬に関する文書。ただし、卒入式の都教委からの調査や回答など、これまで開示頂いた文書は除く。</p> <p>③「②」の施策研究会の設置要項（綱）</p>	全部公開及び不存在



報告事項第27号

令和5年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（中学校）

このことについて、次のとおり報告する。

令和5年1月13日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

## 中学校

学校名	学区内人口	希望増	希望減	私立など希望者	入学希望者	定員
1 一中	282	22	28	9	267	273
2 二中	221	36	53	10	194	195
3 七生中	142	47	22	3	164	156
4 三中	100	37	19	1	117	117
5 四中	270	14	38	20	226	273
6 三沢中	275	34	45	10	254	273
7 大坂上中	236	17	29	10	214	234
8 平山中	101	40	13	6	122	117
合計	1,627	247	247	69	1,558	-

※私立など希望者には、特別支援学級希望者も含まれます。

※希望調査票の集計結果です。過去3年の平均値で、「私立など希望者」は250名程度が見込まれます。

# ひとりひとりに必要なアプローチを すべての子に

第6次日野市特別支援教育推進計画(素案)

令和5年3月

日野市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け及び考え方	
3 計画期間	
4 国や東京都の近年の動向	
(1) 国の動向	
(2) 東京都の動向	
第2章 推進計画の基本理念と推進目標	4
1 基本理念	
2 推進目標	
第3章 日野市における特別支援教育の現状と課題	5
1 これまでの取り組みと成果	
(1) 学校の体制整備	
(2) 特別支援学級等の設置状況	
(3) 教育委員会の取り組みと支援体制（平成20年度以降）	
(4) 福祉と教育の一体化による支援	
(5) 副籍制度及び小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習	
(6) 講演会の開催	
2 特別支援学級等の現状と推移	
(1) 特別支援学級等の児童・生徒数の推移	
(2) 通常の学級における発達障害等の児童・生徒数の状況	
(3) 日野市特別支援学級等に関するアンケート調査結果より	
3 特別支援教育の課題	
(1) 合理的配慮の推進	
(2) 教員の指導力向上と校内委員会を中心とした学校支援体制の充実	
(3) 特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の充実	
(4) ニーズに応じた特別支援学級の新設	
(5) 発達検査の実施体制の整備	
(6) エール及びかしのきシートを中心にした連携・支援体制の充実	
(7) リソースルームによる指導・支援の充実	
(8) 特別支援学校との連携	
(9) 放課後等デイサービス等との連携	
(10) 特別支援教育関係者・担当者間の連絡・調整の強化	

## 第4章 日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策 …………… 33

### 推進目標と具体的な施策

- 1 子どもの特性への深い理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。
  - (1) 合理的配慮の推進<重点施策>
  - (2) 教員の理解啓発及び指導力向上に向けた取り組みの推進 <重点施策>
  - (3) ひのスタンダードの実践及び改善<重点施策>
  - (4) 校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実 <重点施策>
- 2 一人一人の子どもが安心して豊かに学べる教育環境を整備し、特別支援教育推進体制を充実させます。
  - (1) 特別支援教室（ステップ教室）等に関する特別支援教育体制の充実 <重点施策>
  - (2) ニーズに応じた特別支援学級の新設
  - (3) 発達検査実施体制の再構築
  - (4) リソースルームによる個別指導・支援の充実
  - (5) 医療的ケア児への対応
  - (6) 一人1台の学習者用端末（タブレットPC）等デジタルの活用
- 3 幼児期から学校卒業後まで、切れ目のない相談・支援体制を、市全体で推進します。
  - (1) エールにおける総合的な相談・支援体制の充実
  - (2) エールを中心にした関係機関との連携支援体制の充実
  - (3) 「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実 <重点施策>
- 4 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指します。
  - (1) 市民に向けた共生社会の理解・啓発の推進
  - (2) 交流及び共同学習の推進
  - (3) 副籍制度の充実
  - (4) 特別支援学校との連携
  - (5) 放課後等デイサービス等との連携
  - (6) 保護者同士の情報共有

## 第5章 計画の進行管理（推進体制） …………… 43

- 1 計画の進行管理
- 2 計画の進捗状況の点検と評価

### 《参考資料》

- 1 日野市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱 …………… 44
- 2 第6次日野市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿 …………… 46
- 3 第6次日野市特別支援教育推進計画策定委員会の検討経過 …………… 47
- 4 特別支援教育に関する動向 …………… 48
- 5 用語解説 …………… 52

はじめに

日野市教育委員会では、児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う、特別支援教育を推進しています。

平成19年3月に「日野市特別支援教育推進計画（平成19年度～平成23年度）」を策定し、平成23年度の「第2次日野市特別支援教育推進計画（平成24年度～平成25年度）」以降、3年ごと、現在第5次となる日野市特別支援教育推進計画まで策定し、基本理念と推進指針のもと、具体的な施策に取り組み、特別支援教育を充実してきました。

平成30年度に策定した「未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）」では、子供たち自らが育んでいってほしい力を「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」とし、この力を育んでいく環境を、学校、家庭、地域、そして子供たちみんなでつくっていくためのビジョンを定めました。

本計画は、第5次日野市特別支援教育推進計画で示した基本理念や推進指針を継承するとともに、「未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）」の趣旨なども含め、特別支援教育に関わる内外の動向を踏まえて、今後5年間で日野市の特別支援教育を更に推進するため、取り組むべき施策を示したものです。

本計画の推進により、児童・生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、教育行政や学校関係者だけでなく、児童・生徒及び保護者のみなさま、広く市民のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

日野市教育委員会

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

- 日野市教育委員会では、平成19年3月に日野市特別支援教育在り方検討委員会が策定した「日野市特別支援教育推進計画（平成19年度～平成23年度）」に基づき、特別支援教育の充実を図り、特性のある児童・生徒に応じた教育や支援体制等を推進してきました。
- 平成23年度より概ね2～3年ごとに、「日野市特別支援教育推進計画」は第2次～第4次まで策定し、令和2年度には「第5次日野市特別支援教育推進計画（令和2年度～令和4年度）」を策定して、具体的に取り組む施策を掲げ特別支援教育の充実を図っています。
- 日野市教育委員会では、国や東京都の近年の動向や、特別支援教育を取り巻く状況の変化や課題を踏まえ、今後、日野市が特別支援教育の更なる充実に向けて取り組む施策を明らかにし、更に特別支援教育の推進に向けて取り組むこととし、「第6次日野市特別支援教育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### 2 計画の位置付け及び考え方

- 本計画は、特別支援教育の現状及び特別支援学級の状況等を踏まえ、日野市の児童・生徒が、それぞれの能力や可能性を伸ばし、将来の自立や社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行う等の特別支援教育の充実を図るものとししました。
- 本計画では、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童・生徒だけでなく、通常の学級に在籍し、発達特性等により、学習や生活面などに困難を示す児童・生徒も対象としています。また、共生社会の実現に向けて、全ての子ども、保護者、教育関係者等にも関わる施策も示しています。
- 「第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）」や、「第3次日野市学校教育基本構想（未来に向けた学びと育ちの基本構想）」を基に、「障害者保健福祉ひの6か年プラン（障害者計画）」などの関連計画や令和2年4月1日に施行した日野市障害者差別解消推進条例との整合を図るものとしします。
- 本計画では、特別支援教育の推進と共生社会の実現を目指しており、SDGsの17のゴールのうち、特に関連が深い「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献しています。

### 3 計画期間

本計画は、令和5年度から令和9年度まで5年間とします。

### 4 国や東京都の近年の動向

#### (1) 国の動向

- 平成19年4月の学校教育法の改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られました。この法律改正は、特別支援教育の対象が、通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある児童・生徒に拡大され、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育を推進することになりました。
- 「障害者の権利に関する条約」が、平成18年12月に国連総会で採択され、平成26年1

月に条約を締結しました。条約締結に向けて、平成23年8月に障害者基本法の改正、平成25年6月に障害者差別解消法が制定されました。平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するとされました。

- 平成24年7月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(中央教育審議会初等中等教育分科会)」において、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであり、合理的配慮と基礎的環境整備などを充実させていくことが重要であるとしています。
- 平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等新たに規定されました。

## (2) 東京都の動向

- 東京都教育委員会では、平成16年11月に、特別支援教育推進の基本的な方向を示す東京都特別支援教育推進計画を策定し、三次にわたる実施計画に基づき取り組みを実施してきました。
- 各実施計画では、特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小・中学校及び義務教育学校並びに都立高校及び都立中等教育学校を含めた全ての学校において特別支援教育を推進してきました。
- 都における発達障害教育は、東京都特別支援教育推進計画に基づき、推進してきましたが、近年の発達障害教育を取り巻く状況の変化や、通常の学級における発達障害の可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍率等の実態を踏まえ、全ての公立学校における発達障害教育の充実を図っていく必要があることから、都教育委員会では、平成28年2月に東京都発達障害教育推進計画を策定し、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間として、具体的な施策を展開してきました。
- 都は、知的障害特別支援学校の施設整備、特別支援学校のセンター的機能の充実や障害者を取り巻く状況等に適切に対応した特別支援教育を推進するため、平成29年度から令和9年度までの11年間の計画期間とした東京都特別支援教育推進計画(第二期)を策定し、特別支援教育を更に推進しています。

※ 国と東京都及び日野市の近年における特別支援教育に関する動向については、参考資料に年表有(P48参照)



## 第2章 推進計画の基本理念と推進目標

### 1 基本理念

幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するために、学校・家庭・地域及び関係機関と一層密接な連携の下に、幼児期から学校卒業後までを見通した多様な特別支援教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します。

### 2 推進目標

(1) 子どもの特性への深い理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

○学校における特別支援教育の推進体制として校内委員会の充実を図ります。

○「未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）」に示されている「一律一斉の学びから自分に合った多様な学びと学び方」及び「自分たちで考え語り合いながら生み出す学び合いと活動」の充実を図ります。

○授業のユニバーサルデザイン化を中心にした通常学級での特別支援教育「ひのスタンダード」の実践と更新を通し、全ての教員が子どもの特性への理解を深め、指導力向上に取り組みます。また、特別支援学級の教員には、専門性向上を図る取り組みを充実させます。

(2) 一人一人の子どもが安心して豊かに学べる教育環境を整備し、特別支援教育推進体制を充実させます。

○小・中学校の通常の学級及び特別支援教室における指導力の向上、支援体制の充実を図ります。

○ニーズに応じた特別支援学級を設置します。

○リソースルームにおける指導力の向上を図ります。

(3) 幼児期から学校卒業後まで、切れ目のない相談・支援体制を、市全体で推進します。

○エール（日野市発達・教育支援センター）を中心に、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校、特別支援学校をはじめ、福祉、保健、医療等の関係機関と連携した切れ目のない相談・支援体制を構築します。

○福祉と教育が一体となって、子どもの支援情報を切れ目なくつなぐ「かしのきシート（個別の支援計画）」を関係機関と連携し運用します。

(4) 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指します。

○全ての日野の子どもたちが共に学び育つことができる共生社会を実現するため、子どもたちに共生社会の理解・啓発を進めるとともに、交流及び共同学習の推進、副籍制度の推進、特別支援学校との連携を図ります。

## 第3章 日野市における特別支援教育の現状と課題

### 1 これまでの取り組みと成果

#### (1) 学校の体制整備

##### ① 校内委員会の設置

- ・小・中学校全校に設置しています。
- ・校内委員会の基本的な役割は、「特別な配慮を要する児童・生徒の実態把握」、「指導の手立てや配慮事項の検討」、「個別指導計画や個別の教育支援計画の作成」、「関係機関との連携」、「全教職員の共通理解を図るための校内研修の開催」などがあります。

##### ② 特別支援教育コーディネーターの指名

- ・小・中学校全校では、教員の中から指名しています。令和4年現在では、多くの学校で複数名を指名し、校内での特別支援教育の充実を図っています。
- ・平成18年度までは、特別支援教育コーディネーターの養成研修を実施し、その役割等について理解を深めてきました。平成19年度からは、小・中学校において、校内委員会を中心とした組織的な特別支援教育を推進できるよう、特別支援教育コーディネーター研修の充実に努めています。

##### ③ 個別指導計画・学校生活支援シートの作成

- ・個別指導計画は、支援が必要な児童・生徒に対して、一人一人の状態や発達段階に応じた、指導目標や内容、方法等の手立てを記し、きめ細かな指導を行うために作成しているものです。
  - ・学校生活支援シートは、学校と家庭、関係機関が連携して適切な支援を行うため、個別指導計画を基に、支援情報等を継続的に記録し一貫して引き継ぎ、学齢期を通じて切れ目のない支援を行うものです。  
特別支援学級に在籍または通級する児童・生徒を対象に作成しているほか、通常の学級及びリソースルームの利用者も必要により作成しています。
  - ・いずれの計画も、保護者と協議の上で作成するものです。
  - ・平成27年度より、個別指導計画・学校生活支援シートはかしのきシートと書式を統一し、平成29年度より電子システムにより運用しています。
- ※「かしのきシート」については、別に掲載（P11、12参照）

##### ④ 小・中学校へのリソースルームの設置

- ・小・中学校全校に設置しています。  
「関係機関との連携」、「全教職員の共通理解を図るための校内研修の開催」などがあります。

- ・リソースルームは、通常の学級に在籍し、特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対し、個別の補充指導等による学習支援を行う部屋です。
- ・リソースルームには、市で雇用した教員免許のあるリソースルームティーチャーを配置して、児童・生徒のつまずきに応じた個別の学習指導・支援を、週に1～2時間行います。
- ・平成30年度から全小・中学校にリソースルームを設置し、各学校で個別の学習指導・支援を実施しています。
- ・リソースルームティーチャー研修会を年2回実施し、指導者の指導力向上に努めています。
- ・小・中学校それぞれでリソースルームマニュアルを作成し運営しています。

■ リソースルームの設置校推移

年度	設置校	備 考
(平成) 19	1校	潤徳小学校をモデル校として実施
23	17校	小学校17校(全校)で事業を実施
24	1校	日野第三中学校でモデル事業を実施
30	8校	中学校8校(全校)で事業を実施

■ リソースルームの利用児童・生徒数推移(平成29年度～令和3年度)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
小学校	332	325	324	309	330
中学校	79	117	112	135	126

⑤ 学級支援員(介助員)の配置

- ・通常の学級及び特別支援学級に対し、児童・生徒の安全確保や学級運営の支援のため、必要に応じて学級支援員(介助員)を配置しています。

(2) 特別支援学級等の設置状況

- ・児童・生徒の実態に応じ、特性に応じた特別支援学級の新設や増級を進めています。新設や増級には、各学校の空き教室などの状況も踏まえながら、地域に偏りがないよう、配慮しています。特性種別にもよりますが、特別支援学級で指導を受ける児童・生徒は増加傾向にあります。
- ・平成26年度には、小学校の情緒障害等通級指導学級の対象児童の増加に伴い、滝合小学校に市内4校目として情緒障害等通級指導学級を新設しました。
- ・平成27年度には、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象生徒の増加に伴い、日野第三中学校に市内2校目として自閉症・情緒障害特別支援学級を新設しました。

- ・平成28年度以降に、順次「特別支援教室（ステップ教室）」を導入し、平成30年度に全小・中学校に設置しています。
- ・特別支援教室（ステップ教室）導入に伴い、特別支援教室専門員を配置しています。巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録を行います（週4日程度勤務）。また、特別支援教室巡回相談心理士を派遣しています。児童の行動観察を行い、特性の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します（年間4時間×10回程）。

■特別支援学級等の設置校数及び学級数の年度別推移（平成29年度～令和3年度）

学校別	学級種別		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
			校数	級数	校数	級数	校数	級数	校数	級数	校数	級数
小学校	固定	知的障害	6	21	6	22	6	20	6	22	6	23
		病弱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	通級	言語障害	2	6	2	6	2	6	2	5	2	5
		難聴	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		情緒障害等	2	※		※		※		※		※
	ステップ教室	11	※	17	※	17	※	17	※	17	※	
中学校	固定	知的障害	3	9	3	8	3	10	3	9	3	9
		自閉症・情緒障害	2	6	2	7	2	6	2	7	2	8
	通級	情緒障害等										
		ステップ教室	2	※	8	※	8	※	8	※	8	※

※平成28年度より、特別支援教室（ステップ教室）の導入により、情緒障害等通級指導学級の学級数という枠組はなくなりました。

(3) 教育委員会の取り組みと支援体制（平成20年度以降）

平成20年度に、学校課から「特別支援教育推進チーム」が独立し、就学相談や特別支援学級等に関わる業務を集約して行う特別支援教育担当課が組織されました。更に、平成26年度からは、日野市発達・教育支援センター「エール」の開設に伴い、「特別支援教育推進チー

ム」は「教育支援課」として課名変更し、発達支援課とともに、エール内に配置されることになりました。なお、教育支援課の発足に伴い、教育相談業務が教育センターから移管され、スクールソーシャルワーカー業務が新たな業務として加わりました。

令和2年度には「教育支援課」と「発達支援課」が教育と福祉の一体化をめざす目的で統合され、「発達・教育支援課」と課名を変更しています。

また、令和3年度から指導主事が、発達・教育支援課に配置されています。

#### ① 特別支援教育総合コーディネーター・就学相談員の配置

- ・特別支援学級等や特別支援学校への就学・進学相談や入級・転学相談に対応するため、特別支援学校の元教員などを就学相談員として配置しています。
- ・平成26年度より、特別支援教育の全般に渡る相談と調整、及び特別支援教育に関する学校への指導・助言などに対応するため、特別支援教育に知見のある元教員を特別支援教育総合コーディネーターとして配置しています。
- ・特別支援教育に関する相談は、年々増加しています。平成30年度からステップ教室への入級相談の窓口を学校に移しています。

#### ② 巡回相談員の派遣

- ・巡回相談事業として、特別支援教育に知見がある心理等の専門家が学校を訪問し、発達特性等の児童・生徒の適切な対応のために、専門的な視点から助言を行っています。校内委員会への参加や個別指導計画等を作成する際の助言、児童・生徒の行動観察と希望する保護者との面談、担任からの相談等を行います。
- ・巡回相談員として大学等の学識経験者に委嘱し、小・中学校25校を分担して各学期に1回定期の巡回相談を行っています。また、必要に応じて、要請による巡回相談も行っています。

#### ③ 専門委員会の開催

- ・通常の学級に在籍し、学習や生活面などに困難さを示す児童・生徒への望ましい対応について、専門的な検討を行うため専門委員会を設置しています。
- ・専門委員会は、学校からの申し出に基づいて年2回実施しており、医師と心理等の専門家、教育関係者が学校を一緒に訪問し、学習や生活面などに困難さを示す児童・生徒について、学習観察等を通して協議を行い、対象となる児童・生徒への教育的対応や医療的所見、家庭での対応について、学校や家庭に対し専門的な見解を提言しています。

#### ④ 特別支援教育コーディネーター研修

- ・各学校で指名している特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るため、年3回程度、研修を実施しています。
- ・研修会では、校内委員会の充実にに向けた取り組みや特別支援教育コーディネーターの役割について学ぶほか、必要な課題について研修を行っています。

- ・平成24年度から3年かけて、研修を通して「校内委員会のマニュアル」を作り、特別支援教育コーディネーターの校内委員会における役割を明らかにするとともに、校内委員会の運営マニュアルとし各学校で活用を図っています。その内容は、以下の書籍としてまとめ、市販されています。  
○「校内委員会の1年間 月別マニュアル」平成26年3月 東洋館出版社
- ・新しくシステム化された子どもの情報をつないでいくツールである「かしのきシート」の作成方法について研修し、周知を図っています。

#### ⑤ 特別支援教育に関わる研修

- ・特別支援教育の理解、充実に向けて、小・中学校の教員を対象とした研修を実施しています。また、教員の経験や管理職をはじめ職層等に応じた研修のほか、特別支援学級等の教員には、専門性の向上を図るため、特性種別に応じた研究授業等、実践的な研修を実施しています。

#### ⑥ 特別支援学校との連携

- ・市内にある都立七生特別支援学校は、エリアネットワークの拠点校として、日野市における特別支援教育のセンター的機能を担っています。特に東京都教育庁都立学校教育部の委託事業を受け、特別支援学級の専門性向上に向けた研修を実施しています。教育委員会が実施する特別支援教育に関わる研修には、都立七生特別支援学校（知的障害）や都立八王子東特別支援学校（肢体不自由）からも教員の派遣を受け、教材作りや指導方法等について連携して研修を実施しています。また、就学相談のほか、各学校で実施する研修等や通常の学級での授業支援にも教員を派遣しています。幼稚園や保育園、小・中学校等に在籍する幼児・児童・生徒に対し、保護者からの相談窓口を設け、専門的な指導や助言等を行っています。
- ・日野市に隣接している都立八王子東特別支援学校でも、日野市からの児童・生徒が多く在籍していることもあり、様々な連携を行っています。

#### ⑦ 「ひのスタンダード」の研究の実践と研究成果の共有化

- ・通常の学級において、全ての子どもが参加し分かる授業を目指し、特別支援教育の視点を活用した学級環境や指導方法など（授業のユニバーサルデザイン化）を研究してきました。研究成果は、市内の全学校、全教員の取り組みの基準「ひのスタンダード」として、研修や冊子の作成を通し共有化を図っています。
- ・研究成果の第1弾として、チェックリストを活用した授業のユニバーサルデザイン化について、各学校の実践例を書籍にまとめ出版しています。  
○「通常学級での特別支援教育のスタンダード」平成22年8月 東京書籍
- ・平成25年度から令和2年3月まで文部科学省委託事業「発達障害理解推進拠点事業」を活用して、「ひのスタンダード」の研究を進めました。平成25年から26年には全校で研究授業に取り組み、以下の冊子に研究成果（第2弾、第3弾）をまとめています。

- 「授業のユニバーサルデザイン化マニュアル」 平成26年3月
- 「UD授業の組立て方」 平成27年3月
- ・平成27年度及び平成28年度には、文部科学省委託事業「発達障害早期支援研究事業」を活用して、「ひのスタンダード」の研究を更に進めました。これまでの「授業のユニバーサルデザイン化」だけでなく、「個への配慮」や「個に特化した指導」を加えた学習の三段構えにより、一人一人の学習を保障する指導・支援の体系化と方法論の確立を図っています。平成27年度には、全校で実践した研究授業の取り組みを、研究成果（第4弾）として以下の冊子にまとめました。
- 「授業のUD化マニュアル～授業づくりの7ステップ～」平成28年3月  
作成した冊子等は、全教員に配布し、研修等を通し共有化を図っており、教員の指導力向上、授業の改善に役立っています。
- ・平成28年度においては、「個に特化した指導」として、リソースルームに着目し、指導を受ける児童・生徒の実態を把握の上、効果的な指導方法や教材について研究しました。リソースルーム指導・支援の体系化によって、通常の授業の改善と合わせ、児童・生徒への指導力向上を図っていきます。
- ・平成29年度においては授業で想定されるつまずきを単なる勘ではなくアセスメントによる分析をし、授業の工夫や個別の指導に生かす試みをしました。
- 「教科における学習上の困難を示す児童生徒のつまずきの把握と、つまずきを軽減するための効果的な授業の工夫と個別の指導」 平成30年3月
- ・平成30年度には授業展開の工夫を視点に全校による授業研究を実施した。併せて「つまずき解消プロジェクト」として、全教員参加による教科におけるつまずき解消への手立て実践を収集しまとめました。
- 「教科における学習上の困難を示す児童生徒のつまずきの把握と、つまずきを軽減するための効果的な授業の工夫と個別の指導」 平成31年3月
- 「小学校つまずき解消実践事例集&つまずき解消における考察」、「中学校つまずき解消実践事例集（別冊）」 令和3年3月

⑨ 特別支援学級スクールバスの運行と通学費の補助

- ・小学校の知的障害特別支援学級は、小学校全17校中6校に設置しており、内5校の学区外に居住し徒歩の通学が困難な児童には、登下校時にスクールバスを運行し、通学の手段を確保しています。
- ・スクールバスに乗車しないで公共交通機関を利用する場合や、通級指導学級に通級するために、公共交通機関を利用する場合などは、交通費の補助をしています。
- ・スクールバスの運行には多額の経費がかかるため、近隣の学校2校で1台の運行にすることや、高学年の児童には、社会的自立のためできるだけ公共交通機関の利用を指導するなど、効率的な運行を実施しています。

⑩ 一人1台の学習者用端末（タブレットPC）等デジタルの活用による教育支援

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により実施された学校の休校時、児童・生徒が一人1台の学習者用端末を持ち帰り、自宅での勉強や授業参加ができるよう、整備しました。
- ・副籍交流は、オンライン会議システムを活用するなど新たな方法で実施しました。

(4) 福祉と教育の一体化による支援

① 日野市発達・教育支援センター「エール」の体制

- ・0歳～18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施することを目的に、エールが平成26年4月に開設されました。
- ・エールでは、保健師や臨床心理士・公認心理師、特別支援教育総合コーディネーターや就学相談員、言語聴覚士や作業療法士、スクールソーシャルワーカーや指導主事などの専門職により、福祉と教育が一体となった総合的な相談、支援事業を実施しています。

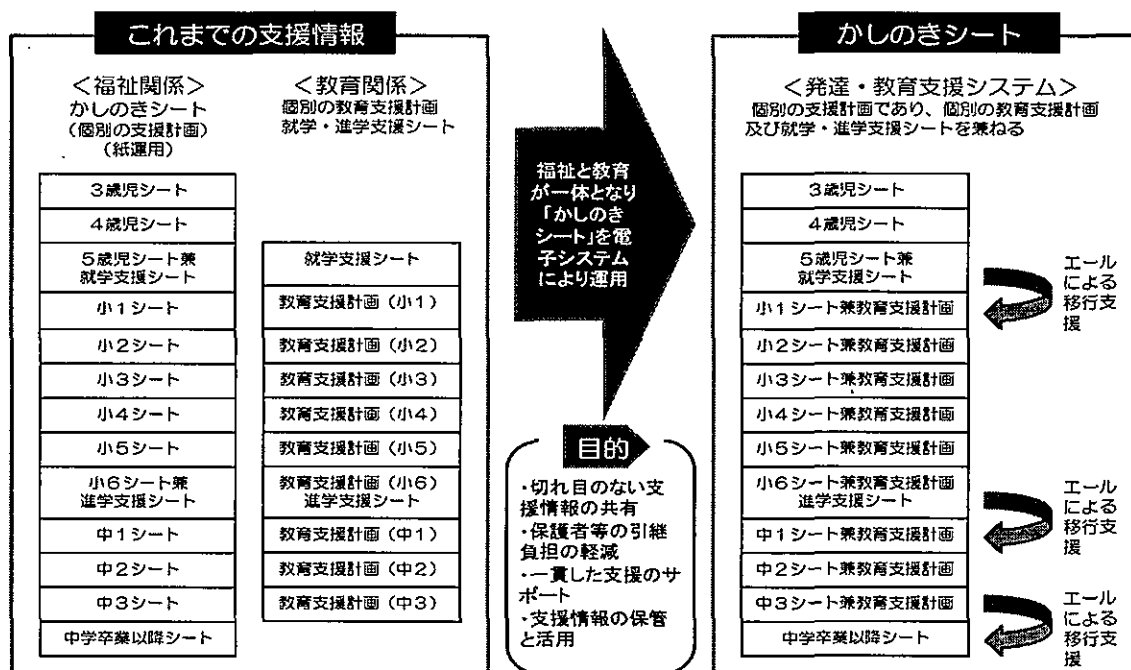
② 「かしのきシート」の運用

- ・「かしのきシート」は、0歳～18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子どもを対象とし、保護者同意の上で、エールが中心になって作成する福祉と教育が一体となった「個別の支援計画」です。
- ・子どもの成長記録のほか、エール、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校で受けた支援内容を、子どもが在籍するそれぞれの機関で記録を作成し、就園や就学、進学の際には、今までの成長の記録や支援内容を次の機関に適切に引き継ぐことで、切れ目のない支援を受けられるためのツールになります。
- ・教育分野で作成している「個別の教育支援計画」や「就学支援シート・進学支援シート」についても、「かしのきシート」に統合し、支援情報及び管理の一本化と情報共有の迅速化、保護者及び学校等の負担軽減を図っています。
- ・平成26年度のエール開設に伴い、紙面により「かしのきシート」の運用を始めましたが、平成28年度にかしのきシートを作成、保管するための発達・教育支援システムを構築し、市内の幼稚園、保育園、小・中学校が、シートの作成や参照をおこなっています。令和3年度末時点で76拠点でシステムで接続しています。



## 「かしのきシート」による切れ目のない支援

エールを中心とし、関係機関との連携による幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援情報の共有と活用



■ かしのきシート作成者数推移 (平成29年度～令和3年度)

(人)

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
作成者数	1,278	1,618	1,923	2,230	2,462	
内訳	未就学児	260	272	277	262	297
	小学生	701	901	1,076	1,216	1,355
	中学生	261	332	399	448	464
	高校生	56	113	171	304	346

### (5) 副籍制度及び小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習

- ・副籍制度とは、共生社会の実現に向け、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校(地域指定校)に副次的な籍をもつことで、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。
- ・都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子どもである」という理念を関係者で共有することや、地域の中で児童・生徒同士がお互いを認め合い、尊重する経験を通して相互理解が進み「豊かな心」を育むことが期待されます。
- ・活動内容としては、地域指定校の学校行事や授業などに参加する直接的な交流と、学校便りや行事案内等のやりとりが中心の間接的な交流があります。なお、副次的

な籍は地域指定校に原則置くことになっています。  
 ・副籍制度以外にも、特別支援学校に近い小・中学校では、特別支援学校の児童・生徒との交流及び共同学習を日常的に行っています。

■副籍制度希望児童・生徒数推移（平成29年度～令和3年度）

年度 (平成)	七生特別 支援学校		八王子東 特別支援学 校		ろう学校		盲学校		その他の特別 支援学校		合計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
29	44	47	11	4	1	3	0	1	0	0	56	55
30	56	41	17	6	1	5	0	1	0	0	74	53
元	65	39	19	7	1	3	0	0	0	0	85	49
2	69	27	18	0	1	1	0	0	0	0	88	28
3	63	33	15	3	2	0	0	0	0	0	80	36

※「小」は小学校、「中」は中学校

(6) 講演会の開催

・平成20年度から、特別支援教育や共生社会実現等に関わる講演会を開催し、広く市民や保護者、関係者等に共生社会の理解・啓発を行っています。

■講演会実施状況（平成29年度～令和3年度）

年度 (平成)	講演会のテーマ	講師名
29	みんなが笑顔になれる家での生活・関わり 発達の特徴よりも大切なこと	明星大学教育学部 非常勤講師 榎本 拓哉氏
	親子で笑顔になれる関わりのコツ ネガティブサイクルをポジティブサイクルに	明星大学教育学部 非常勤講師 榎本 拓哉氏
30	はるながまち（シェークスピアホール）にやってきた	ライフステーション ワンステップ 「かたつむり」
	笑顔で生活を送るための関わり・対応のコツ ～小学校入学までに身に付けたい3つのこと～	明星大学教育学部 非常勤講師 榎本 拓哉氏

年度 (令和)	講演会のテーマ	講師名
元	僕たち私たちと考えよう！合理的配慮ってなあに？ ～障がいや理由とする差別をなくすために皆でできること～	早稲田大学 スチューデントダイバーシティセンター 障がい学生支援室 発達障がい学生支援部門 コーディネーター吉野 智子氏
2	新型コロナウイルス感染拡大のため中止	
3	発達の子になる子への支援 ～学校・家庭で出来ること～	特別支援教育総合 コーディネーター 宮崎 芳子氏

## 2 特別支援学級等の現状と推移

### (1) 特別支援学級等の児童・生徒数の推移

#### <固定学級>

固定学級は、特別に設定された時間割と指導計画に沿って、基本的に全ての指導を、在籍している学校の特別支援学級で行う学級です。市内には、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害学級、病弱学級があります。

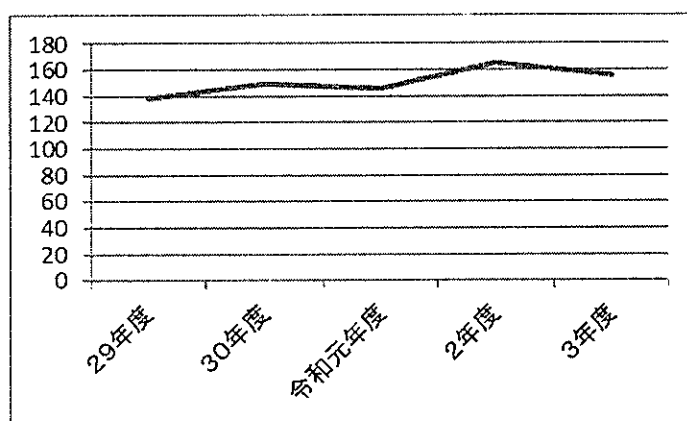
#### ① 知的障害特別支援学級

- ・小学校では、市内全17校中6校にあり、市内の各地域に分散して設置しており、中学校では、市内に3校設置しています。小・中学校ともに児童・生徒数はほぼ横ばいという状況です。
- ・生徒の実態に応じて、通常の学級に入って学習する教科もあります。

#### <小学校>

(人)

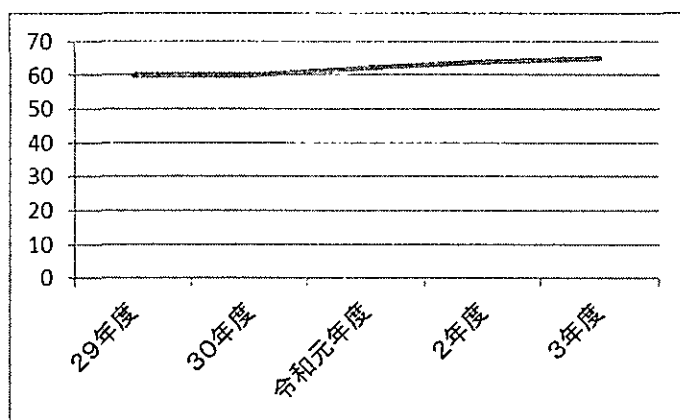
特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
知的障害	138	149	146	165	156



#### <中学校>

(人)

特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
知的障害	60	60	62	64	65



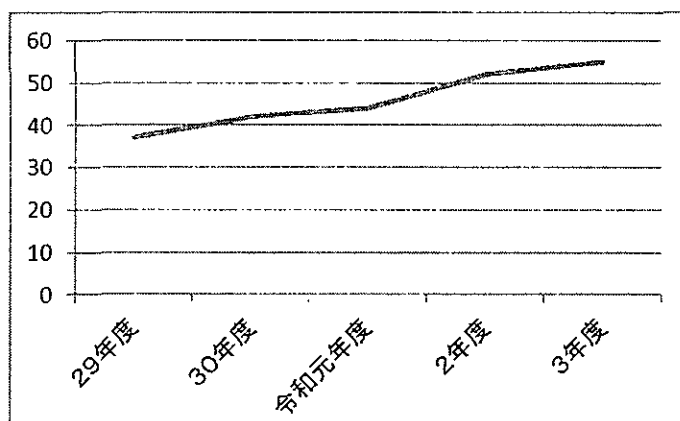
② 自閉症・情緒障害特別支援学級

- ・平成21年度に小・中学校で初めて日野第二中学校に開設しました。この学級は、知的発達に遅れがない、自閉症や情緒障害などの生徒を対象としています。
- ・コミュニケーションなどに課題があり、個別での指導や少人数での指導を必要とする生徒に、教科学習と合わせて課題解決に向けた指導を行っています。また、生徒の実態に応じて、通常の学級に入って学習する教科もあります。
- ・生徒数の増加に伴い、平成27年度に市内2校目として、日野第三中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設しています。

<中学校>

(人)

特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
自閉症・情緒障害	37	42	44	52	55



③ 病弱学級

- ・日野市立病院にある院内学級として、入院期間中の学習を保障するため、小学校の児童を対象に設置しています。
- ・近年は長期入院が減っていることから、病弱学級に籍を移し転学する児童は少なくなり

ました。

- ・病弱学級では、日常的に入院している児童に対し、学習指導や教育相談を実施し、学習の保障のほか児童の心の安定を保っています。

### <通級指導学級>

通級指導学級とは、通常の学級に在籍している児童・生徒が、特性に応じた課題の改善や克服のため、通級指導学級の設置された学校に定期的に通い、専門的な指導を受けるための学級です。

市内には言語障害、難聴の通級指導学級があります。

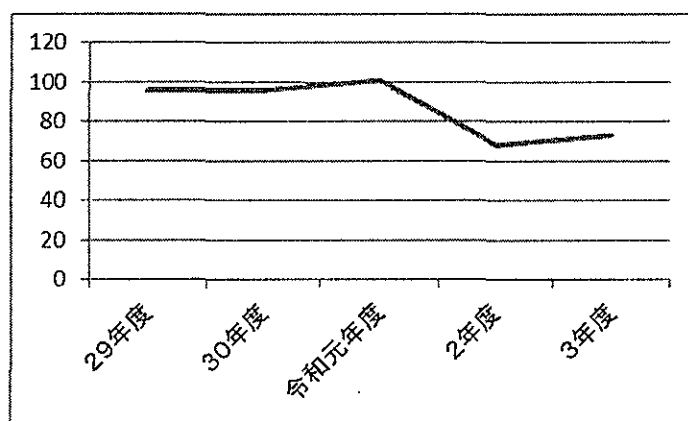
#### ① 言語障害通級指導学級

- ・言語障害通級指導学級は、ことばの教室として、吃音、構音、言語発達などのことばの課題について児童への指導を行っています。
- ・小学校のみの設置で、市内全17校中2校に設置しています。

#### <小学校>

(人)

特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
言語障害	96	96	101	68	73



#### ② 難聴通級指導学級

- ・難聴通級指導学級は、きこえの指導を行っています。
- ・小学校のみの設置で、市内全17校中1校に設置しています。

#### <小学校>

(人)

特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
難聴	5	6	5	5	6

<特別支援教室（ステップ教室）>

東京都教育委員会では、各小・中学校に「特別支援教室」を設置し、児童・生徒が「情緒障害等通級指導学級」に通う体制から、教員が巡回して児童・生徒の在籍小・中学校で指導を行う体制に移行する方針を決定しました。

日野市教育委員会では、平成28年度から平成30年度の間、順次「特別支援教室」を設置し、中学校は東京都のモデル地区として平成29年から先行して取り組み、平成30年度においては全小・中学校に導入しました。

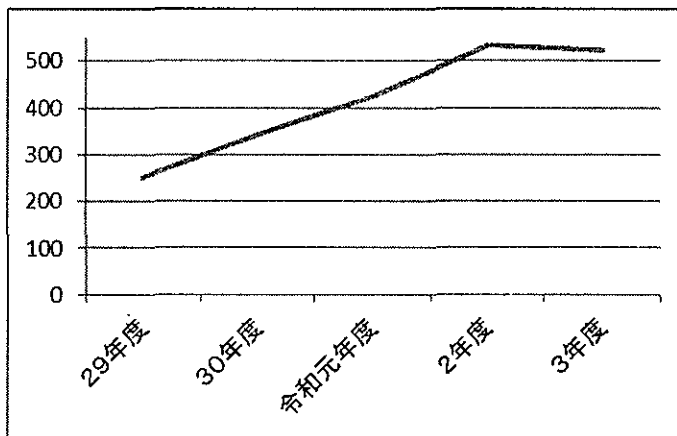
なお、日野市教育委員会では、「特別支援教室」を小・中学校共通の呼称として、「ステップ教室」としています。

※「ステップ」には、歩調、踏み段、跳躍の意味があり着実に成長する願いを込められています。

<小学校>

(人)

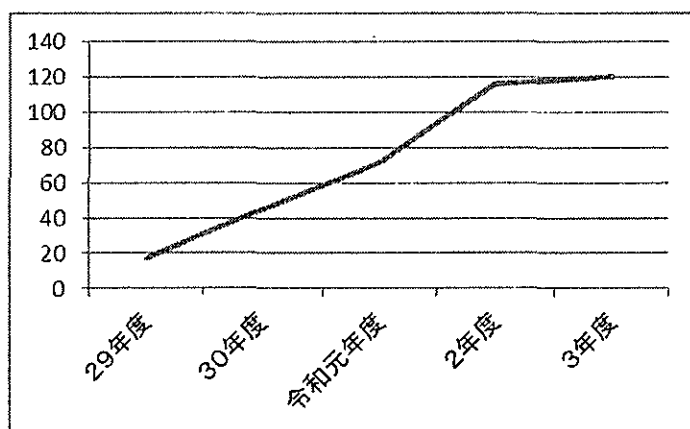
学級別	特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
通級指導学級	情緒障害	86	0	0	0	0
ステップ教室	情緒障害	165	343	423	533	524
計		251	343	423	533	524



<中学校>

(人)

学級別	特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
通級指導学級	情緒障害	0	0	0	0	0
ステップ教室	情緒障害	24	45	72	116	120
計		24	45	72	116	120



## (2) 通常の学級における発達障害等の児童・生徒数の状況

### ①国と都の調査

平成24年12月に文部科学省が発表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は、推定値6.5%となっています。

全体の割合では、男子が9.3%、女子が3.6%で、対象となる児童・生徒は、学年が上がるにつれて減り、小学校第1学年では9.8%ですが、中学校第3学年では3.2%という結果となっています。

また、東京都では平成26・27年度に、都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査をしています。その結果、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある幼児・児童・生徒の在籍率は、幼稚園・保育園等で5.1%、小学校で6.1%、中学校で5.0%、高校で2.2%でした。

### ②日野市の現状

日野市において、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒（知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒）として、「通級指導学級」「特別支援教室（ステップ教室）」「リソースルーム」において指導を受けている児童・生徒は、全児童・生徒数に対する割合は、令和2年度8.2%、令和3年度8.7%となっています。また、その他にも通常の学級には、教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍しています。

今後、教育的支援を希望する児童・生徒が増えることが予想されるとともに、潜在的に支援を必要とする児童・生徒に対応するための指導体制の充実が求められています。



### (3) 日野市特別支援学級等に関するアンケート調査結果より

#### ①調査概要

本計画を策定するにあたり、日野市の特別支援教育の取り組み状況等を把握し、策定にあたっての基礎資料とするため、保護者アンケートを実施しました。

##### a.調査対象

小・中学校の特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室（ステップ教室）に在籍する児童・生徒の全保護者

##### b.調査方法

各学級を通じて保護者に紙面の調査案内を配布し、調査案内記載の二次元コード又は URL から回答を依頼しました。

##### c.調査時期

本調査は、令和4年7月に実施しました。回答は全て統計的に処理しております。

##### d.回収状況

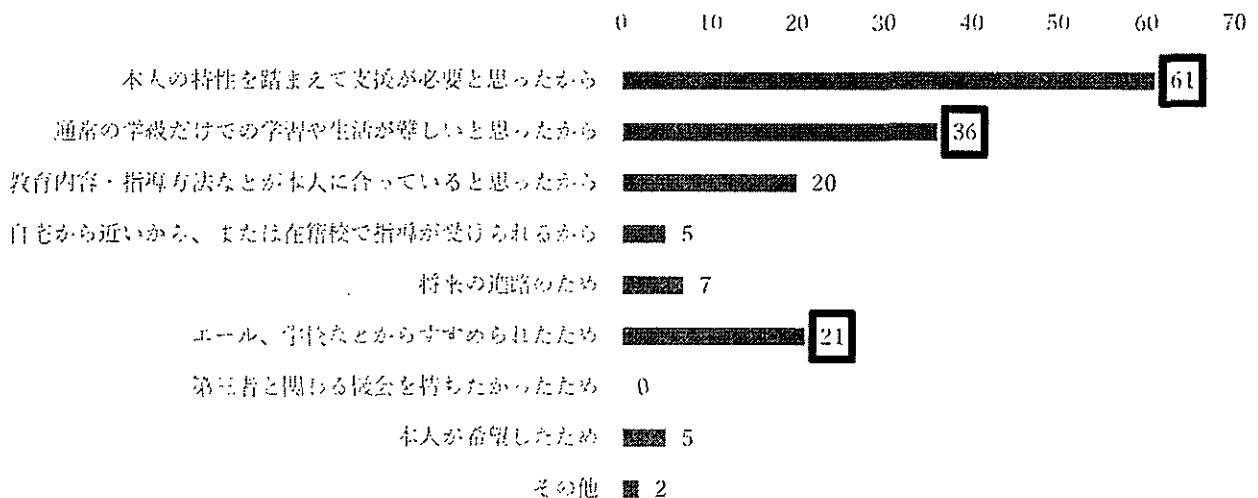
配布枚数	回収件数	回収率
1,047枚	364件	34.7%

#### ②調査結果

問A：現在お子さまが在籍する特別支援学級等を選んだ理由について、お答えください。（複数回答可）

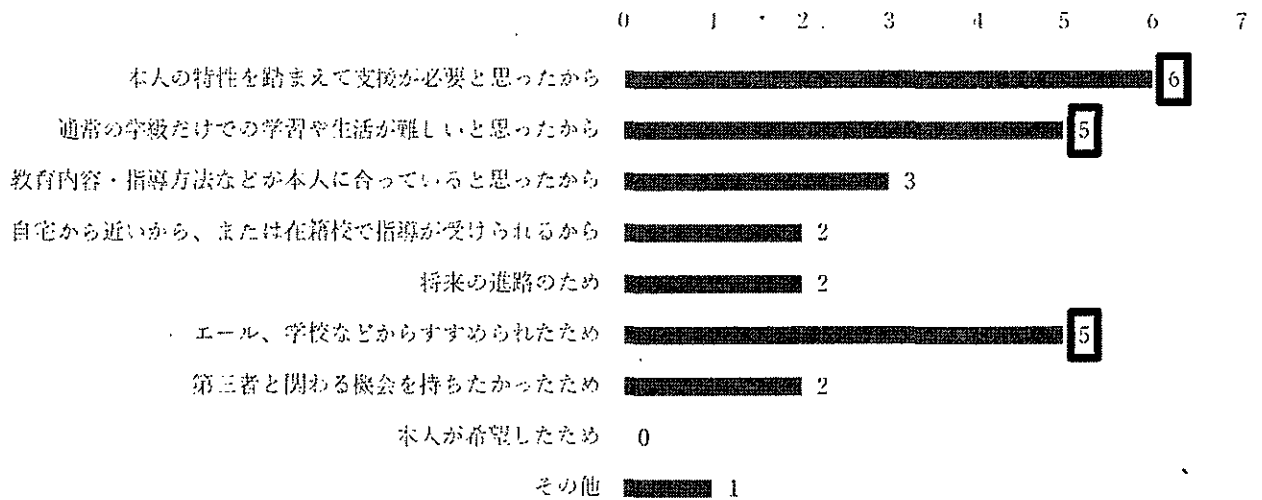
##### ○特別支援学級

(件)



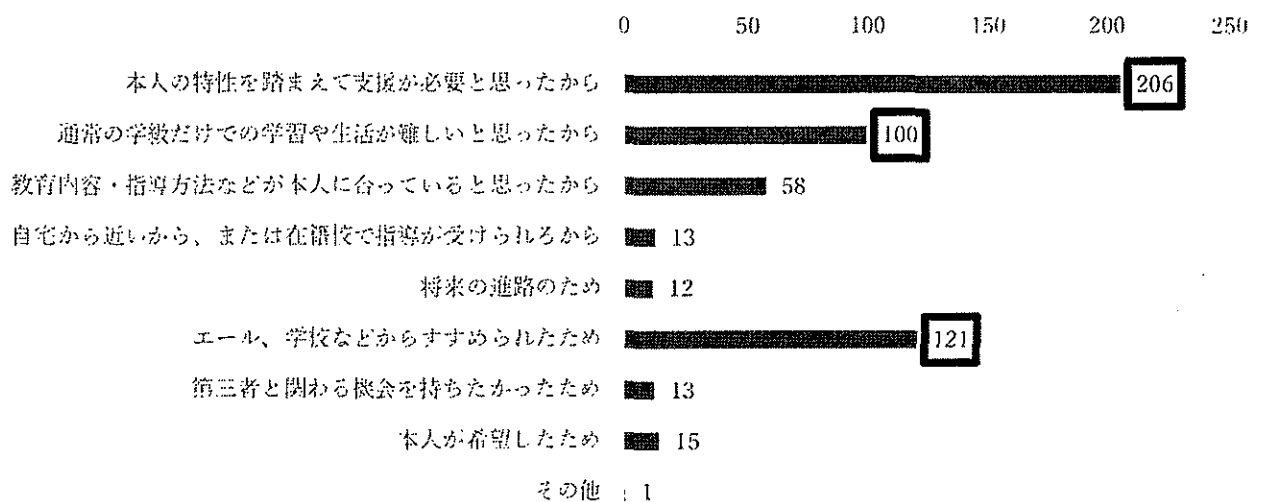
○通級指導学級

(件)



○特別支援教室 (ステップ教室)

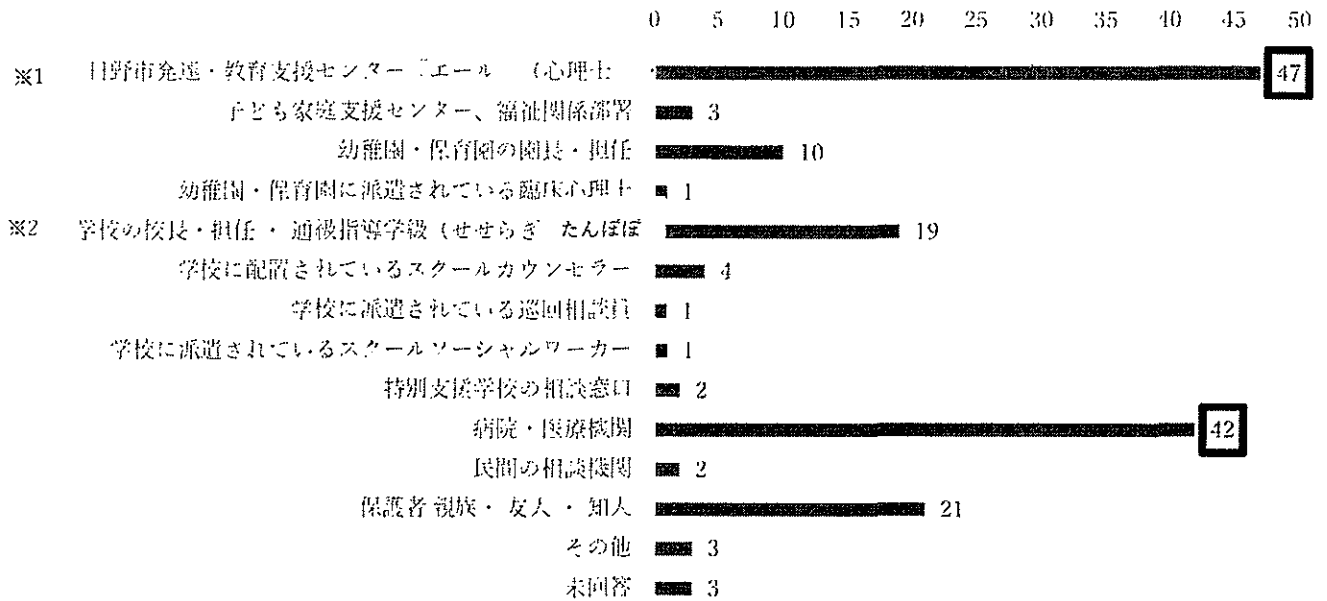
(件)



問 B: 現在在籍する特別支援学級等を選ぶ際、就学相談員以外で相談した相手、機関等について、お答えください。(複数回答可)

○特別支援学級

(件)

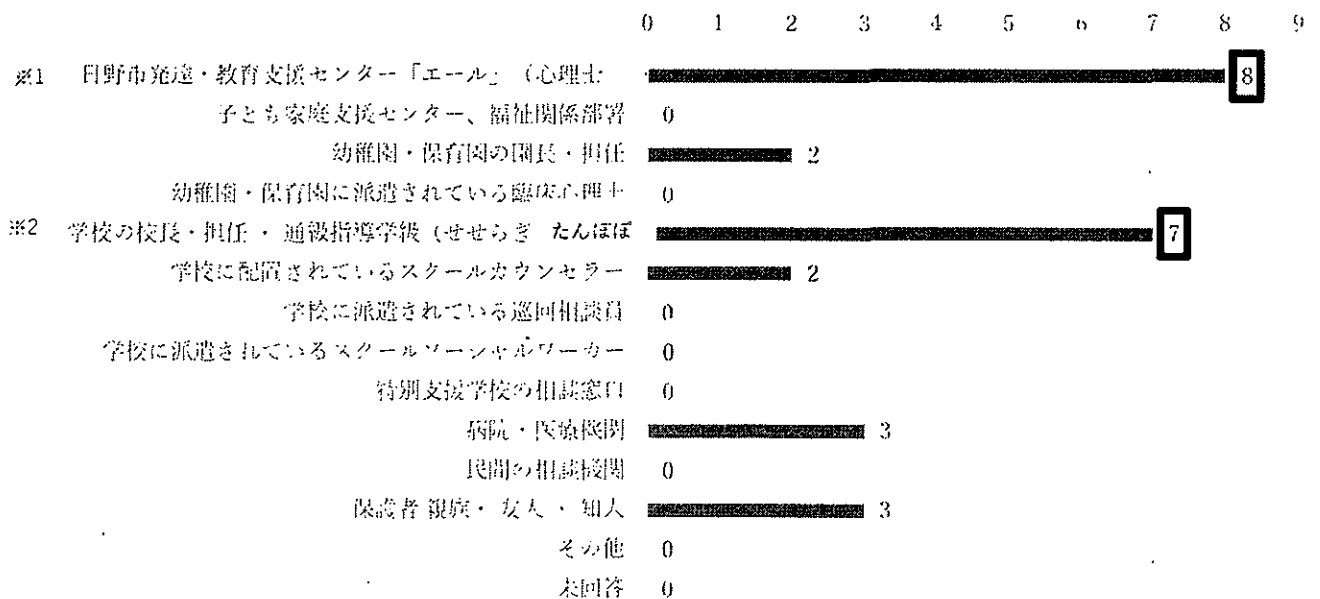


※1: 日野市発達・教育支援センター「エール」(心理士・OT・ST)

※2: 学校の校長・担任・通級指導学級(せせらぎ・たんぼぼ) 教員等

○通級指導学級

(件)

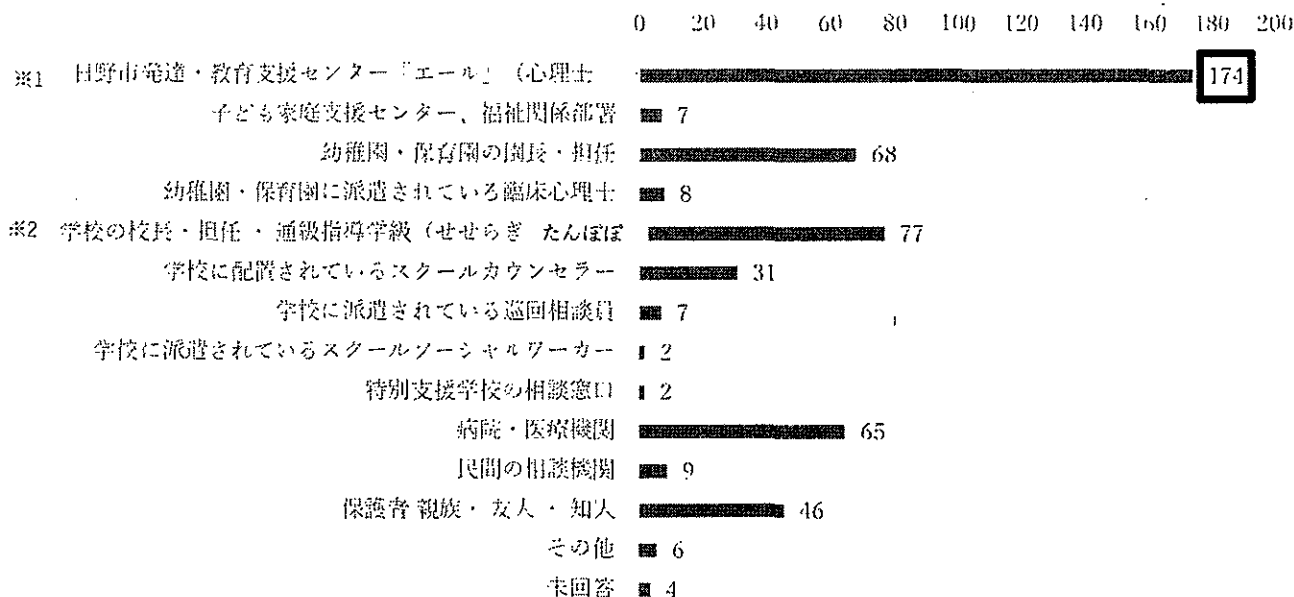


※1: 日野市発達・教育支援センター「エール」(心理士・OT・ST)

※2: 学校の校長・担任・通級指導学級(せせらぎ・たんぼぼ) 教員等

○特別支援教室（ステップ教室）

（件）



※1：日野市発達・教育支援センター「エール」（心理士・OT・ST）

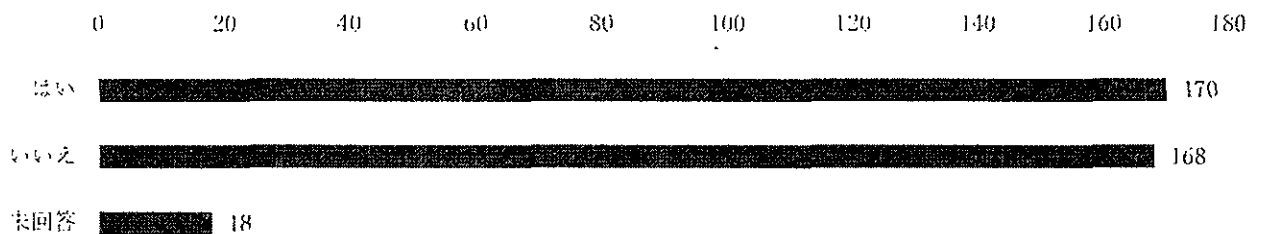
※2：学校の校長・担任・通級指導学級（せせらぎ・たんぽぽ）教員等

問 C：小・中学校の授業における「一人1台の学習者用端末（タブレット PC）」の利用について、どのようなことを期待しますか。

※複数の方からいただいた意見を要約して掲載します。

- ・PC が正しく使えるようになること。（ローマ字の入力ができるようになる、インターネットを使用する際のルールを身につける、情報収集、プログラミング、ブラインドタッチ等）
- ・自宅から参加可能なオンライン授業の実施。コロナ禍だけでなく災害の際などにも役立つのでは。
- ・教科書やドリルをタブレット PC に置き換えて、勉強道具が軽くなること。
- ・特定の授業のみ使用するのではなく、普段の授業内でノートとしてタブレット PC を使用する。
- ・筆記が困難なため、タブレット PC を使用した板書やテストの回答が可能になってほしい。板書や時間割の写真を撮るなど。タッチペンがあると便利。
- ・音読の際に読んでいる部分の文字の色が変わる、教科書の文字を拡大できる等。読み上げ機能があるとよい。
- ・聞き取る力が弱いため、文字や絵を表示して理解が深まること。
- ・学校、生徒、保護者とのコミュニケーションの充実。

問 D：かしのきシートによる関係機関の連携についてお伺いします。かしのきシートを連携が取れていると感じますか。 (件)



問 D で「はい」と回答された方にお伺いします。どんな時に連携ができていたと感じましたか。

※複数の方からいただいた意見を要約して掲載します。

- ・新しい環境に移った際、一から特性について説明する必要がない。
- ・面談では、限られた時間の中で効率よく相談するのに役立った。
- ・保護者も常に参照可能にしてほしい。

問 D で「いいえ」と回答された方にお伺いします。連携が取れていないと感じたのはどんな時ですか。

※複数の方からいただいた意見を要約して掲載します。

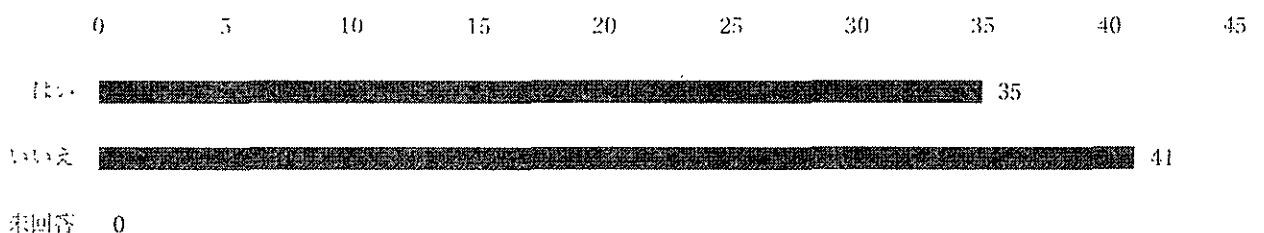
- ・かしのきシートに関して担任と話したことがないため。
- ・かしのきシートに記載されている内容を何度も聞かれるため。読んでいないのではないか。

問 E：合理的配慮について

合理的配慮とは、障害のある人の権利や利益を侵害することとならないよう、個々の状況に応じて解決するための調整を行うことです。

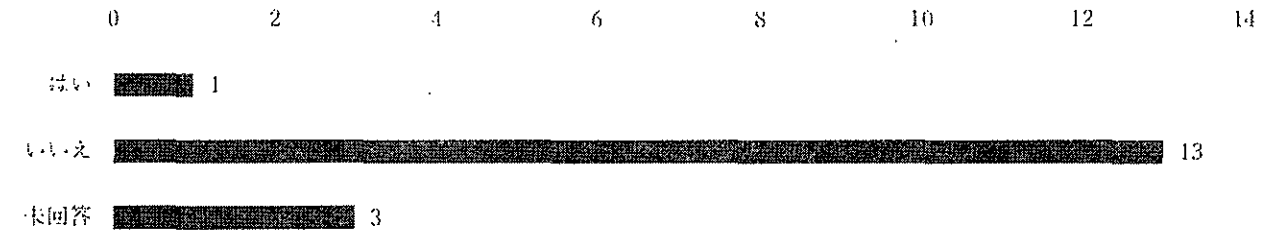
学校生活で児童・生徒に必要と考えられる配慮を受けられなかった、または配慮は受けられたが、周囲の理解が十分ではないと感じられた経験はありますか。

○特別支援学級 (件)



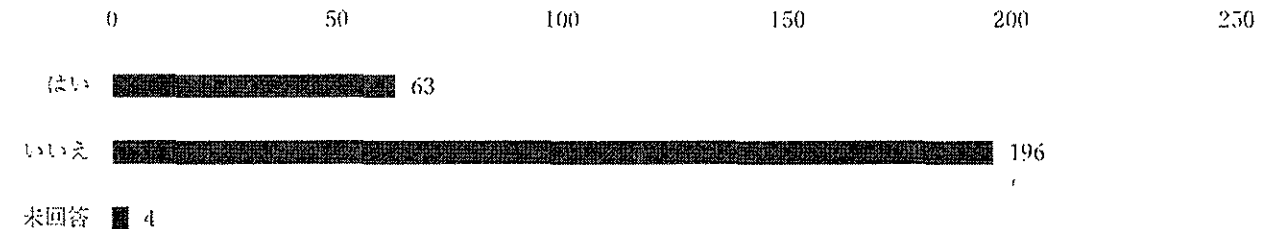
○通級指導学級

(件)



○特別支援教室（ステップ教室）

(件)



問 E で「はい」と回答された方にお伺いします。どのような時に配慮が不十分であると感じましたか。またその際どのような配慮が必要でしたか。

※いただいた意見から抜粋しています。

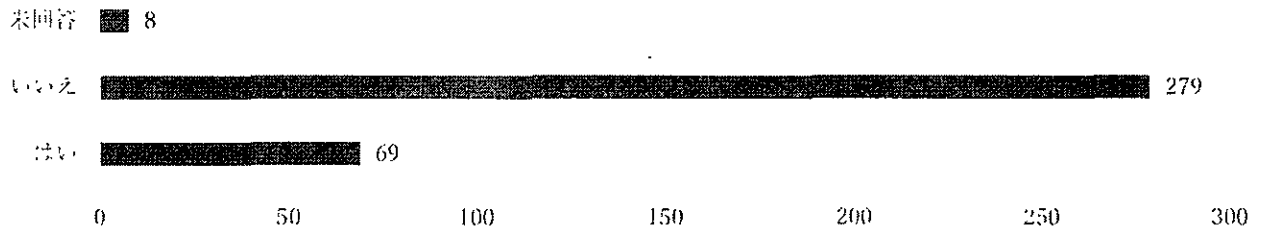
- ・通級を利用していた際、通級でのサポートを期待したが、やみくもに特別支援学級への転籍を促されたため。
- ・タブレット PC でノートを取る、定期テストを受けることができないため。
- ・本人の特性について伝えていても、適切な対応を取ってもらえないことが多い。(努力不足といわれる、授業中立たされる等)
- ・担当医から字を読み上げる特定のアプリの導入を提案されたが、ステップ教室からは「日野市で使っている学校はどこにもない」といわれたため。

問 E で②「いいえ」と回答された方にお伺いします。配慮の中で、より良いと感じたものをお答えください。

※いただいた意見から抜粋しています。

- ・音過敏で受けられない授業があり、また 1 週間で 2.3 日しか登校ができないが、登校する日に「本人が受けられる授業」の時間割を学期の初めから組んでいただけたこと。
- ・担任が事前に板書予定の内容をプリントして本人の手元においてくれること。黒板を見なくてもノートに記入ができるため、本人の負担軽減につながった。
- ・特別支援教室（ステップ教室）について、担任がクラスに説明し、クラスみんなで温かく送りだし、迎え入れる雰囲気を作ってくれたこと。

問 F：日野市において、保護者同士の情報共有、交流ができる場所は充実していると思いますか。  
(件)



問 G：今後保護者同士の情報共有、交流の場を設置する場合、どのような場所が必要だと思いますか。

※複数の方からいただいた意見を要約して掲載します。

○対象者

- ・困りごとの内容がより近い人同士
- ・学年、在籍級が近い方同士
- ・特別支援利用中の保護者と、通常の学級のみ保護者

○場所

- ・小・中学校（保護者会後の教室など）
- ・オンライン（zoom 等）・SNS で開催
- ・児童館、地区センター
- ・日野市発達・教育支援センター「エール」
- ・イオンモール、スーパー、公園等と隣接した場所

○回数・時期等

- ・月 1 回～数カ月に 1 回
- ・土日または平日夕方～夜
- ・各学期終了後
- ・小・中学校入学前

○専門家の有無

- ・発達障害や小児専門医、専門家
- ・ご本人が発達障害等で講演をされている方

○その他

- ・支援の必要な子供を持つ親は、ほかの親とゆっくり話すことが難しいため孤立しがち。
- ・カフェや赤ちゃん広場のように気軽に集まり、その場で子どもを遊ばせながら保護者同士で話せる場所。
- ・学校で行われる場合、学校や小・中学校の垣根を越えて交流できるとよい。
- ・オンライン開催の場合、顔出しせずにチャットで質問し全体に向けて回答する方法であれば

ライバシーが守られるのでは。

- ・就学・進学・就職等進路について相談したい。
- ・保護者のみでは情報が偏るので、専門家や市職員が入ってほしい。
- ・交流は持ちたくない。

### ③結果総括

問 A（在籍する特別支援学級等を選んだ理由について）

特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室（ステップ教室）のすべての学級で、「本人の特性を踏まえた支援が必要と思った」「通常の学級だけでの学習や生活の困難さ」「エール学校などからのすすめ」の理由で、各学級への在籍を選択した方が多くなっています。引き続き特性に合わせた指導を行うことができる環境の整備を図る必要があります。

問 B（特別支援学級等を選ぶ際の相談先について）

特別支援学級はエール・医療機関、通級指導学級はエール・学校の校長等、特別支援教室（ステップ教室）はエールとの相談が特に多くなっていることから、各機関同士の連携が密に行われることが不可欠であると分かります。そのほかの相談先として、保護者や本人と普段から関わりのある方が挙げられました。

問 C（一人1台の学習者用端末の利用について期待すること）

PCの基礎的な能力を身に着けることに加えて、児童・生徒の特性に合わせた利用を可能にすること、不登校支援など、より柔軟な活用を行うことに期待が寄せられています。

問 D（かしのきシートについて連携が取れているか）

かしのきシートの活用について、活用状況が人によって異なることが分かりました。連携機関へ活用方法の周知等が必要です。

問 E（合理的配慮が受けられなかった、または配慮は受けられたが周囲の理解が不十分だった経験について）

「必要だった配慮」「よりよかった配慮」等について様々なご意見をいただきました。

合理的配慮について正しく認識するために、各学校、児童・生徒本人及び保護者への周知と適切な情報提供を行っていくことが必要です。

問 F（保護者同士の情報共有、交流ができる場所は充実しているかについて）

保護者交流の場は、非常に限られていると多くの方が感じていることが分かります。交流の場を設置し、より広く周知することが必要です。

問 G（保護者同士の情報共有、交流ができる場所はどうのような場所が必要かについて）

交流の場所について、様々なご意見をいただきました。交流の対象者は、児童・生徒と状況が似ている方同士、違う方同士等ニーズが様々であることが分かります。

場所は日常生活で気軽に立ち寄りやすい、利用しやすい場所が挙げられました。



回数や時期は月 1 回から数カ月に 1 回までニーズは様々で、タイミングとしては小・中学校入学前や、各学期終了後が挙げられました。時間帯は土日や平日夕方から夜にかけてが望ましいとのこと意見が多く見られました。

専門家の有無は、多くの方が交流の場が必要であるとしており、例としては「発達障害や小児専門医、専門家」や「本人が発達障害で講演をされている方」等が良いのではとの声が挙げられました。

◆まとめ

保護者より、以下のことが期待されていることが分かりました。今回のアンケート結果を推進目標と具体的な施策に反映させ、計画を策定しています。

- a. エールを中心にした関係機関との連携支援体制の充実
- b. 一人 1 台の学習者用端末（タブレット PC）等のデジタルの活用
- c. 「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実
- d. 合理的配慮の推進
- e. 保護者同士の情報共有

### 3 特別支援教育の課題

#### (1) 合理的配慮の推進

障害のあるなしに関わらず全ての子どもに「わかる授業」等を推進していく必要があります。合理的配慮は一人一人の障害の状況や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、教育委員会、学校、保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で、提供していくことが求められているものです。

##### 《教育を提供する場合の具体例》

- 個々の発達や特性に合わせた教材を用意する。
- 授業の際、支援員の同行を認める。
- 入学試験において、本来の目的を損ねない範囲で別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する。

出典：令和2年4月障害を理由とする差別の解消の推進に関する日野市職員対応要領

以下の課題が挙げられます。

- ・各学校、各教員が合理的配慮を正しく認識して取り組む。
- ・児童・生徒本人及び保護者への周知と適切な情報提供を行う。
- ・合理的配慮の申出から、検討、調整、提供、評価のプロセスを整備する。

#### (2) 教員の指導力向上と校内委員会を中心とした学校支援体制の充実

ひのスタンダード（通常の学級での特別支援教育のスタンダード）を基盤にした教員の指導力の向上と特別支援教育などに関する校内委員会体制の充実を図るため、様々な専門的な資源により、学校における支援体制の強化を図ります。

以下の課題が挙げられます。

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体化の充実
- ・ひのスタンダードの実践と研修等による成果の共有化
- ・特別支援教育に関する管理職をはじめとする職層別、特性種別毎の研修の充実により、教員の指導力向上、専門性向上
- ・校内委員会に、巡回相談員や特別支援教室巡回相談心理士などの資源の活用各専門家、エールの専門職、スクールソーシャルワーカーの派遣等資源の活用
- ・スクールカウンセラー、エール学校派遣心理士の機能強化
- ・学校及び教員の合理的配慮に関する意識向上
- ・不登校児童・生徒に対する校内委員会を中心とする理解及び支援体制の充実

### (3) 特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の充実

ステップ教室の指導力の向上や通常の学級での指導のあり方など、これまでの特別支援教育推進体制の役割や連携の在り方、事業内容の見直しや充実を図る必要があります。

ステップ教室では、引き続き以下の課題が挙げられます。

- ・特別支援教室（ステップ教室）への入室を希望する相談者の増加への対応、学級担任との連携、指導力の向上
- ・専門家（大学教員等・医師）による巡回相談・専門委員会と、特別支援教室（ステップ教室）の特別支援教室巡回相談心理士との役割分担、事業内容の確認等
- ・リソースルーム、自閉症・情緒障害特別支援学級等との役割や連携の在り方等
- ・東京都が示す特別支援教室のガイドラインとの整合性
- ・入室前と入室後の在籍学級での支援体制の構築

### (4) ニーズに応じた特別支援学級の新設

令和5年度4月から、小学校にも自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。今後もニーズに応じた学級の新設を検討します。

新設を検討する場合には、以下の課題が挙げられます。

- ・自閉性・情緒障害特別支援学級の設置場所等
- ・小・中学校教員における安全・安心な学級運営と指導力の向上
- ・知的障害特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室（ステップ教室）等、多様な学びの場の役割の明確化と、教員や保護者への周知

### (5) 発達検査の実施体制の整備

就学先や進学先の検討、個別の支援内容の検討時に必要となる発達検査を早期に実施できるような体制整備を図る必要があります。発達検査の待機期間の縮小には以下の課題が挙げられます。

- ・発達が気になる幼児の保護者に対し早期医療機関受診・発達検査受検を促すよう幼稚園・保育園へ周知
- ・学校派遣心理士による発達検査の時間確保
- ・発達検査の申込時期の偏りから、繁忙期の待機期間の長期化

### (6) エール及びかしのきシートを中心にした連携・支援体制の充実

0歳～18歳までの支援が必要な子どもの相談・支援施設として、平成26年度にエール（日野市発達・教育支援センター）が開設され、福祉分野と教育分野が一体となって、切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施しています。さらに、その取組を充実させるため、平成28年度からは、福祉と教育が一体となった「かしのきシート」の運用を、エール

が中心となり、電子システムにより開始しました。「かしのきシート」とは、「個別の教育支援計画」と「就学支援シート・進学支援シート」を統合した切れ目のない支援計画のことです。

以下の課題が挙げられます。

- ・エールにおける相談・支援情報の関係機関との情報共有ールにおける相談・支援情報の関係機関との情報共有
- ・エールの専門職による学校への支援体制の構築、及び学校との連携体制
- ・高等学校や特別支援学校などとの情報共有と連携体制
- ・かしのきシートによる学校支援情報との連携及び切れ目のない引き継ぎ
- ・かしのきシートへの円滑な運用及び関係機関による活用

#### (7) リソースルームによる指導・支援の充実

特別支援教室（ステップ教室）全校設置に伴い、リソースルームと特別支援教室（ステップ教室）との役割明確化や連携の在り方、リソースルームティーチャーの指導力向上を図るための研修等の充実が必要とされます。

以下の課題が挙げられます。

- ・ステップ教室との役割や連携の在り方
- ・リソースルームティーチャーの指導力向上と人材の確保

#### (8) 特別支援学校との連携

都立七生特別支援学校及び都立八王子東特別支援学校を中心に、一層の連携を図り、教員の専門性向上、学校における支援体制の充実を図る必要があります。また、副籍制度について、都立特別支援学校の児童・生徒は、副次的な籍を小・中学校である地域指定校に原則置くことになっています。副籍制度による交流及び共同学習を一層進め、共生社会実現への環境の醸成を図る必要があります。

以下の課題が挙げられます。

- ・特別支援学校との連携による教員の専門性向上、研修の充実
- ・就学相談や入級・転学相談との連携、情報共有・副籍制度における理解の推進、交流及び共同学習の充実
- ・特別支援学校の近隣校における小・中学校との交流及び共同学習

#### (9) 放課後等デイサービス等との連携

発達障害をはじめ障害のある子どもは、教育委員会、福祉部局といった各地方公共団体の関係部局や、放課後等デイサービス等といった複数の機関と関わっていることが多いなか、就学前から学齢期、社会参画まで切れ目なく支援していく体制を整備する必要があります。

なお、令和4年3月時点の放課後等デイサービス事業所は、市内に21カ所あります。

以下の課題が挙げられます。

- ・学校と放課後等デイサービス等との情報共有
- ・放課後等デイサービス等についての教職員の理解促進

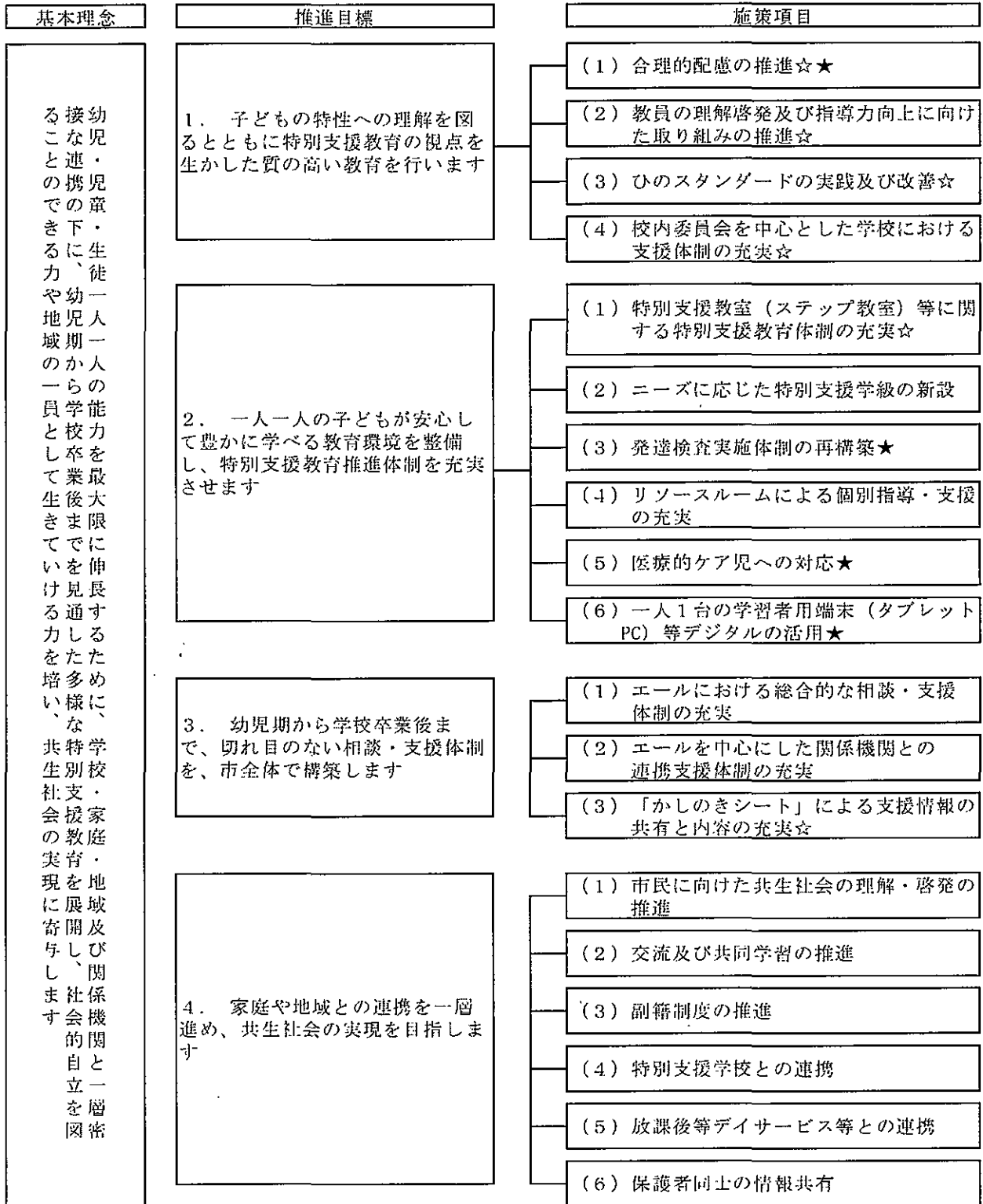
#### (10) 特別支援教育関係者・担当者間の連絡・調整の強化

エールは「教育と福祉の一体化」の理念のもと、その具現化を図ってきました。業務の一元化という強みがある一方、業務範囲が多岐にわたるため、学校現場で日々起こる細かな課題解決への遅れの原因となるようなこともあります。学校現場の課題や社会の変化に細かな対応するために、これまで以上に教育委員会、校長会などをはじめとする関係機関・関係者・担当者間できめ細かな情報の共有と方針の共有を図る必要があります。

以上の特別支援教育の課題については、「第4章 日野市の特別支援教育の推進に向けた具体的な施策」の各施策に反映しています。

## 第4章 日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策

### 基本理念・推進目標の施策



☆重点施策    ★新規施策

<推進目標>

- 1 子どもの特性への深い理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

(1) 合理的配慮の推進 <重点施策> ※計画の進行管理についてはP43に記載

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
合理的配慮の推進 <重点施策>	・合理的配慮検討委員会(仮)の設置、各校窓口の設置	・決定プロセスの分析、方法確立	修正・見直し	第2期	

- 各小・中学校で実施している合理的配慮の事例を集め、積極的に発信していきます。
- 各小・中学校に相談窓口を設置し、合理的配慮の決定プロセスと引継ぎ方法の確立を図ります。
- 各小・中学校からの相談に応じ、合理的配慮に関する検討を実施します。検討結果を踏まえ、合理的配慮に関する調整、提供、見直しをします。
- 検討結果は相談のあった小・中学校だけでなく、全小・中学校に発信し、市全体として指針となるような形を目指していきます。

(2) 教員の理解啓発及び指導力向上に向けた取り組みの推進 <重点施策>

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教員の理解啓発及び指導力向上に向けた取り組みの推進 <重点施策>	・系統的な研修計画の実施、内容充実の検討		修正・見直し	第2期	

- 未来に向けた学びと育ちの基本構想(第3次日野市学校教育基本構想)に示されている「一律一斉の学びから自分に合った多様な学びと学び方」及び「自分たちで考え語り合いながら生み出す学び合いと活動」の充実を図ります。
- ひのスタダードを基本に、全校において、全ての児童・生徒が分かる授業のユニバーサルデザイン化の取り組みを推進します。特に、児童・生徒一人一人の学び方の違いを理解し、児童・生徒が主体的に取り組むことができる授業を追究します。
- 教員の職層や経験年数に応じ、系統的な研修計画を立て、内容等を充実させます。また、オンライン等を活用し、より参加しやすい研修会の実施方法を検討します。
- 特別支援学級等の教員には、その専門性向上を図るため、特性別の研修や実践的な研究授業などを行います。また、大学などの学識経験者のほか、特別支援学校との連携により特別支援学校教員からも助言等を受け、指導方法等の改善を図ります。
- 特性への理解や合理的配慮への対応などについて、学校や教員の意識啓発を図ります。
- かしのきシートを作成するために必要な基礎知識の定着とスキルアップを図ります。

(3) ひのスタンダードの実践及び改善<重点施策>

～自分に合った多様な学びと学び方を視野に入れて～

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ひのスタンダード の実践及び改善 <重点施策>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場意見を踏まえた検証体制の確立</li> <li>・簡略版の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決に向けた分析、計画</li> <li>・全教員への継続した普及</li> </ul>	修正・見直し	第2期	

- 一人一人の子どもに合った多様な学びと学び方を視野に入れながら、ひのスタンダードの実践及び状況に応じて見直しを含めた改善を進め、通常の学級において、特別支援教育の視点を活用した学習環境や指導方法などの充実を図ります。
- 研究成果については、各学校にこれまでの報告書の活用を啓発し、研修の実施や研究授業の開催などを通し、その共有化を図ります。
- 国や都の委託事業や補助事業を可能な限り活用しながら、研究成果を高めます。
- 現場からの具体的課題の解決に向けた分析・計画・実践を図ります。
- これまでの取り組みの蓄積を分かりやすい簡略版にまとめ、教員の各種研修の機会に盛り込み、全教員にひのスタンダードを行き渡らせます。

(4) 校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実<重点施策>

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
校内委員会を中心 とした学校における 支援体制の充実 <重点施策>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援モデルの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討結果に沿った運用開始</li> </ul>	修正・見直し	第2期	

- 校長・副校長・特別支援教育コーディネーターなどへの研修の実施や各マニュアル等の活用を推進し、校内委員会の充実を図ります。
- 特別支援の必要な児童・生徒に対する理解啓発及び関係機関とのつながりを強める支援体制の充実を図ります。
- 校内委員会を支援委員会と位置付け、不登校児童・生徒との対応も引き続き行います。
- 特別支援教室巡回相談心理士の派遣を活用し、校内委員会への助言等を行います。
- 必要により医師等専門家やエールの各専門職の協力や参加を推進していきます。
- 各小・中学校の校内委員会の標準化と校内事情に合わせた在り方の検討をしていきます。
- かしのきシートを最大限に活用し、支援の継続性を確保する体制を目指します。



<推進目標>

2 一人一人の子どもが安心して豊かに学べる教育環境を整備し、特別支援教育推進体制を充実させます。

(1) 特別支援教室（ステップ教室）等に関する特別支援教育体制の充実<重点施策>

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別支援教室（ステップ教室）等に関する特別支援教育体制の充実 <重点施策>	・都ガイドラインの運用状況と問題点の分析	・問題点の改善と有効な運用方法の確立	修正・見直し	第2期	

- 東京都から示されている「特別支援教室の運営ガイドライン」に沿う支援内容を行います。
- 巡回指導教員と学級担任との連携強化をし、入室前、退室後の在籍学級での支援の充実や、教育的支援を受けていない児童・生徒を支援する仕組みを検討していきます。
- 児童・生徒及び保護者、学校関係者に対し、子どもの特性やその教育的支援の理解啓発を図ります。
- 教員の指導力向上に向け、巡回指導教員対象の研修の充実により、専門性の向上を図っていきます。

(2) ニーズに応じた特別支援学級の新設

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニーズに応じた特別支援学級の新設	・新設への調査・検討	・(検討結果を踏まえ)準備委員会設置	修正・見直し	第2期	

- 令和5年4月に開設する東光寺小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の指導内容を充実させ安全・安心な学級になるようスーパーバイザーの派遣を検討します。
- 各年度において対象児童・生徒数を把握し、学校の施設面を踏まえて、特別支援学級の増級については随時対応していきます。
- 小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級については、ニーズに応じて新たな設置が必要になった場合には、設置校を含めて検討していきます。
- 小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の登下校については、保護者送迎として安全・安心な登下校を目指します。
- 小学校の知的障害特別支援学級で運行しているスクールバスについては、設置校の学区外に居住し徒歩の通学が困難な児童の交通手段として、効率的に運行します。なお、公共交通機関の利用については、生活スキルとして、児童が将来社会参画するために重要なものであることから、発達段階等を踏まえ検討します。

### (3) 発達検査実施体制の再構築

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
発達検査実施体制の再構築	・実施体制の再構築の運用、検証、確立		修正・見直し	第2期	

- 発達検査待機期間の縮小を図るため、実施体制の再整備を図ります。
- 発達に気になる幼児の保護者に対し早期医療機関受診・発達検査受検を促すよう幼稚園・保育園へ周知します。
- 発達検査の申込時期の平準化を図り、繁忙期の待機期間の解消を図ります。

### (4) リソースルームによる個別指導・支援の充実

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
リソースルームによる個別指導・支援の充実	・指導の実態調査	・指導内容の検討	修正・見直し	第2期	

- 特別支援教室（ステップ教室）との役割や連携の在り方について確認し、児童・生徒への特性に応じた支援の強化を図ります。また、リソースルームティーチャーの指導力向上を図るため、定期的に研修会を実施します。
- 継続してリソースルームティーチャーの人材確保を図ります。

### (5) 医療的ケア児への対応

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医療的ケア児への対応	・会議体の設置、ガイドラインの作成	・ガイドラインに沿った支援体制の確立	修正・見直し	第2期	

- 保護者の理解と協力の下、就学前の幼稚園・保育園等と学校との間で医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげられるようにします。
- 学校が安全・安心に医療的ケア児の受け入れができるようにするため、教育、医療、保健、福祉などの関係機関で構成する会議体を構築します。

(6) 一人1台の学習者用端末（タブレット PC）等デジタルの活用

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学習者用端末（タブレット PC）等デジタルの活用	・指導におけるデジタル教材活用の研究、推進		修正・見直し	第2期	

- 日野市の GIGA スクール構想の推進に合わせ、デジタル教科書やデジタル教材の活用を推進し、障害のある児童・生徒に対する個別最適な学び及び協働的な学びの一体化の充実を図ります。また、研修会等で各学校の実践を共有し、市全体のデジタルの活用を促進します。
- 校内における交流及び共同学習が円滑に、継続的に実施できるよう、デジタルの活用方法について研究・推進します。
- 日野市立病院について、入院中の児童・生徒が、在籍学級の授業に参加をしたり、自ら学習に取り組んだりできるよう、一人1台の学習者用端末（タブレット PC）を活用した学習環境の整備を検討します。
- 児童・生徒がインターネットや SNS 等の情報の発信及び受信、情報セキュリティに係る基本的なルールを身に付けられるよう、情報教育を充実させます。

<推進目標>

- 3 幼児期から学校卒業後まで、切れ目のない相談・支援体制を、市全体で構築します。

(1) エールにおける総合的な相談・支援体制の充実

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エールにおける総合的な相談・支援体制の充実	・相談増に対応する体制の再構築	・市内相談体制全体の有機的つながりの検討	修正・見直し	第2期	

- 相談の増加に対応するため、特別支援教育総合コーディネーター及び就学相談員を複数名配置し、速やかに相談ができ、適切な支援につながる体制の充実を図ります。
- 保健師、臨床心理士・公認心理師、言語聴覚士、作業療法士、スクールソーシャルワーカー、指導主事など専門職との連携を図り、総合的な相談・支援体制を充実させます。
- 増加する各種相談及び発達検査に対応するために支援体制の再構築と役割の強化を図ります。

## (2) エールを中心にした関係機関との連携支援体制の充実

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エールを中心にした関係機関との連携支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども包括支援センター「みらいく」との連携体制の検討</li> <li>学校現場とエールの連携体制の強化</li> </ul>		修正・見直し	第2期	

- 関係機関との連携協議の場として、引き続き発達支援関係機関連携協議会を開催します。
- 福祉と教育の一体化に加え、医療、保健等との連携支援体制の拡充を図ります。
- 幼・保・小・中・高との情報共有による、連携支援体制を強化します。
- 令和6年2月開設を予定する子ども包括支援センター「みらいく」の相談機能との連携により一層の相談機能の拡充を図ります。
- スクールソーシャルワーカーを1中学校区あたり1名配置することで小・中学校期の相談支援、連携体制の強化を図ります。
- 学校現場、教育委員会（学校課・エール）との連携体制の一層の強化を図り、定期的に連携できる場の設定を検討します。

## (3) 「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実 <重点施策>

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実 <重点施策>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果検証・改善点の洗い出し</li> <li>幼・保・小・中への研修の充実</li> </ul>		修正・見直し	第2期	

- 福祉と教育が一体となった「かしのきシート」を運用し、関係機関との情報共有により、切れ目のない支援に活用します。
- 教員の特別支援教育への理解を深め、かしのきシート内容の充実を図るとともに、教員が児童・生徒に対する手立て等をかしのきシートに反映できるよう努めます。
- 引継ぎの時期等を含め、シートの効果検証と改善点の洗い出しを行い、連携・支援体制の充実を図ります。
- 幼稚園・保育園に対し、かしのきシートを作成するために必要な基礎知識の定着とスキルアップを図ります。
- 中学校卒業後の高等学校等への引継ぎの一層の充実を図ります。
- 特別支援学級の個別指導計画、特別支援教室（ステップ教室）連携プラン、療育機関、学童クラブ、放課後等デイサービス等の情報取扱いや運用について検証、改善の洗い出しをします。
- 発達・教育支援システムの改善と拡充を検討します。

<推進目標>

4 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指します。

(1) 市民に向けた共生社会の理解・啓発の推進

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市民に向けた共生社会の理解・啓発の推進	・啓発方法の再検討、実践		修正・見直し	第2期	

- 児童・生徒及び保護者、関係者、広く市民に向けて、特別支援教育や共生社会実現、障害者差別等をテーマとする講演会を実施するなど、様々な機会を通し、共生社会の理解・啓発を推進します。また、教員向けに特別支援教育に関する研修を実施する際、目的、内容に応じて、市民参画を視野に入れていきます。
- 特別支援教育に関するリーフレットを作成し、保護者をはじめ、各幼稚園や保育園、小・中学校や市内関係機関に配布し、その取り組みについて連携・理解・啓発をします。
- 家庭との情報共有と共通理解により、合理的な配慮による適切な教育的支援を行います。
- 全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合う共生社会「ともに生きるまち 日野」の実現を目指す日野市障害者差別解消推進条例とともに、互いの違いを認め、一緒に学び合う学級づくりを奨励します。

(2) 交流及び共同学習の推進

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
交流及び共同学習の推進	・特別支援学校との交流の充実 ・校内における交流及び共同学習の在り方の研究		修正・見直し	第2期	

- 特別支援学級と特別支援学校の児童・生徒との交流、地域の小・中学校と特別支援学校の児童・生徒との交流、特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の交流及び共同学習を推進し、共生社会実現への環境を醸成します。
- 児童・生徒が相互理解や教科等のねらいを達成できるよう、校内における交流及び共同学習を児童・生徒の実態に応じて日常的に実施できる環境づくりを推進します。

### (3) 副籍制度の充実

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
副籍制度の充実		・副籍交流の推進 ・日野市版副籍制度の研究	修正・見直し	----->	第2期

- 副籍制度について、特別支援学校の児童・生徒や地域指定校のニーズを把握し、相互理解と協力のもと、豊かな交流を実現します。
- 副籍制度について、教員の理解を深め、地域指定校の交流体制の充実を図ります。
- 副籍制度を通して、児童・生徒及び保護者の交流などを行い、共生社会の実現に向けた理解・啓発を推進します。
- 特別支援学校及び特別支援学級を教員が相互に訪問し、児童・生徒の様子を把握し、副籍制度を活用した交流への参加を推進します。
- 地域指定校以外の特別支援学級に通う児童・生徒が、地域指定校の通常の学級の児童・生徒と交流及び共同学習を行う、日野市版副籍制度の構築について研究します。

### (4) 特別支援学校との連携

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別支援学校との連携		・連携体制の充実	修正・見直し	----->	第2期

- 都立七生特別支援学校及び都立八王子東特別支援学校を中心に、各種研修会及び連絡会、就学相談委員会等で一層の連携を図ります。
- 特別支援学校教員が、小・中学校を訪問して通常の学級で授業支援をすることや、教員に対し専門的な情報の共有や助言をすることで、学校における支援体制の充実を図ります。
- 小・中学校教員の特別支援学校研修会への参加や、特別支援学校との研修の共催などを通し、小・中学校教員及び特別支援学校教員相互の指導力向上を図ります。
- 就学相談や入級・転学相談における連携と情報共有の強化を図ります。
- エールやかしのきシートの取り組みについて連携を図ります。

### (5) 放課後等デイサービス等との連携

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
放課後等デイサービス等との連携		・新たな連携体制の研究、実践	修正・見直し	----->	第2期

- 学校や放課後等デイサービス等との関係を構築するため、既存の発達支援関係機関連絡協議会

等を活用し、情報の共有及び連携を図ります。

(6) 保護者同士の情報共有

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保護者同士の情報共有	・保護者のニーズの把握 ・子ども包括支援センター「みらいく」との連携による交流の場の提供及び環境整備		修正・見直し	-----> -----> 第2期	

○保護者同士が情報共有する上での交流の場等を設けるよう働きかけをしていきます。

○子どもの発達に気になる保護者同士が集まれる親の会の活動を積極的に進める等、保護者が孤立感、孤独感を軽減できるような環境の整備に努めます。また、必要に応じて心理士等の専門職が交流の場に参加し、保護者に情報が提供できるよう努めます。

○令和6年2月に開設する子ども包括支援センター「みらいく」と連携し、交流の場の提供及び環境整備を図ります。

## 第5章 計画の進行管理（推進体制）

### 1 計画の進行管理

- 本計画期間は令和5年、6年を第一期、令和7年を見直し・修正期間として令和8年、令和9年を第二期として実施します。
- 本計画を推進するための組織として、学識経験者、学校関係者、福祉関係者、教育関係者、関係機関等で構成する「特別支援教育推進委員会」を設置し、計画の進捗状況の把握とともに、今後の日野市の特別支援教育についても検討していきます。
- 新たな課題等が発生した場合には柔軟に対応できるよう、令和7年を本計画の見直し・修正期間と位置付け、第二期においては必要な見直し・修正を加味して計画を推進していきます。なお、令和7年の見直し・修正は特別支援教育推進委員会において検討し、教育委員会において決定します。
- 本計画の推進にあたっては、市民、学校、関係機関に周知し、必要な事業の推進を図ります。

### 2 計画の進捗状況の点検と評価

- 特別支援教育推進計画が着実に展開できるよう、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）のPDCAサイクルの各段階において、進行管理を行っていきます。
- 年度毎に本計画の具体的な施策の進捗状況を把握し、特別支援教育推進委員会において、点検と評価を行います。



《参考資料》

1 日野市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 日野市における特別支援教育の更なる推進を図るための計画（以下「日野市特別支援教育推進計画」という。）を策定するに当たり、日野市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議及び検討を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 日野市特別支援教育推進計画の素案の内容に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、日野市特別支援教育推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき教育長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 日野市立小学校長の代表 1人
- (3) 日野市立中学校長の代表 1人
- (4) 日野市立幼稚園長の代表 1人
- (5) 都立七生特別支援学校長 1人
- (6) 日野市立小中学校PTA協議会の代表者 1人
- (7) 少年学級親の会の代表者 1人
- (8) 発達・教育支援センター長 1人
- (9) 健康福祉部障害福祉課長 1人
- (10) 教育部教育指導担当参事 1人
- (11) 教育部統括指導主事 1人
- (12) その他教育長の指名するもの 3人以内。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。ただし、次回の計画の策定における再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会において会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼金)

第7条 委員が委員会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、東京都及び日野市の職員には支払わない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部発達・教育支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

2 第6次日野市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿

No.	区 分	名 前	所 属	備 考
1	学識経験者	大西 孝志	東北福祉大学教授	
2	学識経験者	小貫 悟	明星大学教授	
3	日野市立小学校長の代表	山口 早苗	日野市立旭が丘小学校 (日野市立公立小学校長会)	
4	日野市立中学校長の代表	石川 晴一	日野市立三沢中学校 (日野市立公立中学校長会)	
5	日野市立幼稚園長の代表	比留間 千草	日野第七幼稚園 (日野市立公立幼稚園長会)	
6	都立七生特別支援学校長	黒澤 一慶		センター 校
7	市民(保護者)	諸星 修	日野市立小中学校PTA協議会	
8	市民(保護者)	阿部 裕仁	日野市少年学級親の会	
9	発達・教育支援センター長	中田 秀幸		
10	健康福祉部障害福祉課長	高原 洋平		
11	教育部教育指導担当参事	長崎 将幸		
12	教育部統括指導主事	馬場 章夫		
13	教育センター 所長	正留 久巳		
14	特別支援教育総合コーディネーター	宮崎 芳子		
事務局				
	発達・教育支援課長	萩原 美和子		
	指導主事(特別支援教育担当)	宮崎 友和		
	発達・教育支援課 課長補佐 課長補佐	吉沢 隆助		
	発達・教育支援課 発達・教育支援係長	木暮 郁美		
	発達・教育支援課 発達・教育支援係	福地 純子		

### 3 第6次日野市特別支援教育推進計画策定委員会の検討経過

開催日時等	検討内容など
令和4年 6月28日(火) 午前10時128時 (三沢中学校)	<u>【第1回】特別支援教育推進計画策定委員会</u> ・挨拶、委員紹介、委員長・副委員長の選出 ・計画策定の説明、特別支援教育の動向と課題について ・第5次特別支援教育推進計画の取り組み状況等について ・第6次特別支援教育推進計画の骨子(案)について ・特別支援学級保護者アンケートの実施について
7月	特別支援学級保護者アンケートの実施
8月23日(火) 午前10時～12時 (旭が丘小学校)	<u>【第2回】特別支援教育推進計画策定委員会</u> ・特別支援学級保護者アンケートの集計結果等について ・第6次特別支援教育推進計画案の検討について
10月25日(火) 午前10時～12時 (三沢中学校)	<u>【第3回】特別支援教育推進計画策定委員会</u> ・第6次特別支援教育推進計画案の検討について ・パブリックコメントの方法、時期等について
12月	パブリックコメントの募集(広報掲載等)
令和5年 1月24日(火) 午前10時～12時 (旭が丘小学校)	<u>【第4回】特別支援教育推進計画策定委員会</u> ・パブリックコメントの対応について ・第6次特別支援教育推進計画案及び推進体制について
2月～3月	・教育委員会にて、第6次特別支援教育推進計画の策定 ・第6次特別支援教育推進計画の報告と周知

4 特別支援教育に関する動向（平成19年度～）

特別支援教育に関する動向（平成19年度～）

年度	国	東京都	日野市
平成19年度	学校教育法の一部改正 特別支援教育の推進について（文部省通知） ・通常の学級の発達障害の児童・生徒も対象 ・校内支援体制の整備 ・一人一人の実態等に応じた指導の充実 ・交流及び共同学習の推進 障害者権利条約署名	東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画の策定 ・特別支援教育に関する校内委員会の設置 ・特別支援教育コーディネーターの指名 ・個別指導計画、個別の教育支援計画、就学・進学支援シートの導入開始 ・副席制度、センター的機能の開始	日野市特別支援教育推進計画の策定 ・特別支援教育に関する校内委員会の設置 ・特別支援教育コーディネーターの指名 ・個別指導計画、個別の教育支援計画、就学・進学支援シートの導入開始 ・小学校におけるリソースルーム事業開始
平成20年度		東京都教育ビジョン（第2次）の策定	日野市学校教育基本構想（教育のまち 日野）の策定
平成22年度		東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の策定 ・新たな特別支援教育推進体制（特別支援教室構想）	第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）の策定 第2次日野市特別支援教育推進計画の策定
平成23年度	障害者基本法の改正	「2020年の東京」の策定	障害者保健福祉ひの6か年プランの策定
平成24年度	中教審報告初等中等教育分科会報告 ・共生社会の形成に向けて（インクルーシブ教育システム） ・就学相談、就学先決定の在り方について ・合理的配慮及びその基礎となる環境整備 ・多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進 ・教職員の専門性向上等 通常の学級に在籍する発達障害等児童生徒の実態調査（文部科学省調査）		・中学校におけるリソースルーム事業開始
平成25年度	障害者差別解消法制定	東京都教育ビジョン（第3次）の策定	第2次日野市学校教育基本構想（教育のまち 日野）の策定 第3次日野市特別支援教育推進計画の策定

年度	国	東京都	日野市
平成26年度	障害者権利条約批准		<ul style="list-style-type: none"> <li>・エール（日野市発達・教育支援センター）開設</li> <li>・かしのきシート（個別支援計画）の段階的運用</li> </ul>
平成27年度		東京都教育施策大綱の策定 東京都発達障害教育推進計画の策定 ・特別支援教室の導入計画（小・中学校）	学びと育ちの日野ビジョン（日野市総合教育大綱）の策定 ・かしのきシートのシステム開発
平成28年度	障害者差別解消法の施行 発達障害者支援法の改正	小学校特別支援教室の順次導入 平成28年度から平成30年度の間に、都内全ての公立小学校に特別支援教室を導入  中学校特別支援教室モデル事業の実施 平成28年度と平成29年度に、都内4区市で特別支援教室のモデル事業を実施  第2次東京都特別支援教育推進計画の策定	小学校特別支援教室（ステップ教室）の順次導入 以下の小学校3校に特別支援教室（ステップ教室）を導入 ・八小（拠点校）、潤徳小、七生緑小  中学校特別支援教室モデル事業の実施 以下の中学校4校で特別支援教室モデル事業を実施 ・三中（拠点校）、一中、三沢中、平山中  第4次日野市特別支援教育推進計画の策定（平成29年度～平成31年度）
平成29年度		中学校特別支援教室モデル事業の実施 平成28年度と平成29年度に、都内4区市で特別支援教室のモデル事業を実施	小学校特別支援教室（ステップ教室）の順次導入 以下の小学校8校で新たに特別支援教室（ステップ教室）を導入 ・小（拠点校）、四小、仲田小 ・五小（拠点校）、六小 ・滝合小（拠点校）、平山小、旭が丘小  中学校特別支援教室モデル事業の実施 以下の中学校4校で新たに特別支援教室モデル事業を実施

			・二中、七生中、四中、大坂上中
年度	国	東京都	日野市
平成30年度		中学校特別支援教室の順次導入	<p>小学校特別支援教室（ステップ教室）の順次導入</p> <p>以下の小学校6校で新たに特別支援教室（ステップ教室）を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南平小（拠点校）、豊田小、夢が丘小</li> <li>・東光寺小（拠点校）、三小、七小</li> </ul> <p>※小学校特別支援教室（ステップ教室）の導入（全校）</p> <p>※中学校特別支援教室（ステップ教室）の導入（全校）</p> <p>第3次日野市学校教育基本構想（日野市 未来に向けた学びと育ちの基本構想）の策定</p>
令和元年度			<p>七生緑小学校の特別支援教室（ステップ教室）を巡回校から拠点校に変更し実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日野第八小学校（拠点校）、潤徳小学校</li> <li>・日野第一小学校（拠点校）、日野第四小学校、仲田小学校</li> <li>・日野第五小学校（拠点校）、日野第六小学校</li> <li>・滝合小学校（拠点校）、平山小学校、旭が丘小学校</li> <li>・南平小学校（拠点校）、豊田小学校</li> <li>・東光寺小学校（拠点校）、日野第三小学校、日野第七小学校</li> <li>・七生緑小学校（拠点校）、夢が丘小学校</li> </ul> <p>小学校特別教室実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日野第二中学校（拠点校）、七生中学校、</li> </ul>

			日野第四中学校、 大坂上中学校 ・日野第三中学校(拠点校)、日野第一中 学校、三沢中学校、 平山中学校 第5次日野市特別支援教育推進計画の策定 (令和2年度～)
年度	国	東京都	日野市
令和2年度	学習指導要領改訂(中学校は令和3年度か ら)		豊田小学校に設置している通級指導学級(言 語障害・難聴)を南平小学校へ移設 日野市障害者差別解消推進条例施行
令和3年度	医療的ケア児及びその家族に対する支援 に関する法律の施行	東京都特別支援教育推進計画(第二期)・ 第二次実施計画(令和4年度から令和6年 度)	平山中学校の特別支援教室(ステップ教室) を巡回校から拠点校に変更 小学校拠点校に変更なし ・日野第一中学校(拠点校)、大坂上中学校 ・日野第二中学校(拠点校)、日野四中 学校 ・日野第三中学校(拠点校)、三沢中学校 ・平山中学校(拠点校)、七生中学校
令和4年度			第6次日野市特別支援教育推進計画の策定 (令和5年度～)
令和5年度			東光寺小学校に自閉症・情緒障害特別支援学 級を開設
令和6年度			
令和7年度			
令和8年度			
令和9年度			第7次日野市特別支援教育推進計画の策定 (令和10年度～)



## 6 用語解説

(特別支援教育関わる主要な用語は文部科学省用語解説等より引用)

### あ 行

#### ○インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

#### ○SDG s

SDG s（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDG s））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指す国際目標であり、平成27年（2015年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているもの。

このSDG sは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、2030年度までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されている。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDG sを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められている。

国では、平成28年（2016年）に内閣に「持続可能な開発目標（SDG s）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDG s）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDG sの要素を最大限反映することを奨励している。

#### ○エリアネットワーク

東京都特別支援教育推進計画において、LD等を含め障害のある児童・生徒等その保護者に対して総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステム。教育、保健・医療、福祉、労働等による新たな連携体制。

## か行

### ○かしのきシート

0歳から18歳までの切れ目のない支援を行うための個別の支援計画である。

平成22年10月に設置された「切れ目のない支援検討委員会」で提案されたもので、平成26年度に開設したエール（日野市発達・教育支援センター）で運用する。0歳から18歳までの子どもの成長の記録やサポート内容を、各ステージの移行期を中心に「かしのきシート」を通して切れ目なくつなぐことで、継続性のある一貫した支援の実現を図る。

「かしのきシート」の名前は、「かしの木」が日野市の市木であり、常緑樹でゆっくり成長をし、大きな木になって実もつけるので、かしの木のように成長してほしいという願いを込めて、保護者の方が命名した。

### ○学級支援員（介助員）

学級支援員（介助員）とは、市立幼・小・中学校等において、校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携し、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、学習支援、健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う者である。

### ○基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとして、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。

なお、「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

## ○共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を言う。

## ○校内委員会

支援が必要な児童・生徒の実態把握をしたり支援の方法を検討したりするため、学校内に設置された組織で、管理職や特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭等で構成されるほか、各学校の実状に合わせて、特別支援学級教諭やスクールカウンセラーなど専門職員が関わるのが効果的である。

## ○交流及び共同学習

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、「交流及び共同学習」として、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。

## ○合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとして、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。

## ○子ども包括支援センター「みらいく」

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する、日野市の子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点である（令和6年2月開設予定）。

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に

顕在化してきている状況や、それらに伴う法改正等を踏まえ、令和3年4月に健康福祉部健康課母子保健部門を子ども家庭支援センターへ、健康福祉部発達・教育支援センターを子ども部へそれぞれ移管。あわせてスクールソーシャルワーカーを発達・教育支援課と子ども家庭支援センターの併任とした。令和6年2月には子育て支援のワンストップ化を目指し、子育て課、保育課、子ども家庭支援センターを新しい建物に移転する計画をしている。移転後は、子どもなんでも相談事業、子育てひろば事業、中高生専用の居場所事業といった新たな事業を順次取り組んでいく。

#### ○個別の指導計画

「個別の指導計画」は、障害のある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画である。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。東京都では、「個別指導計画」という。

#### ○個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障害のある子どもの一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。

障害のある子どもに対し、一貫して的確な支援を行うためには、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な関係機関、関係部局の連携協力が必要であり、連携協力する上で「個別の教育支援計画」を活用することが期待されている。

東京都では、「学校生活支援シート」ともいい、日野市では、「かしのきシート」に統合し運用する。

### さ 行

#### ○社会的障壁

障害者基本法第2条では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されている。なお、①事物とは、ことがら、建物、設備など、②制度とは、利用しにくい制度、仕組みなど、③慣行とは、障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など、④観念とは、障害のある方への偏見などを指す。

#### ○就学支援シート、進学支援シート

幼稚園や保育園、小学校での園児や児童の様子、進めてきた指導等について、支援シートを用いて、小学校や中学校に引継ぎをするもの。小・中学校では、支援シートに書かれた内容を入学時の指導に活用し、また保護者とのスムーズな連携を図り、入

学後の相談活動を進めやすくする。

日野市では、「かしのきシート」に統合し運用する。

#### ○障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成25年6月に制定され、一部の附則を除き平成28年4月から施行された。国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として制定された。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的としている。障害者差別解消法では、「障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはならない」「社会的障壁を取り除くための合理的配慮の義務付け」「国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識の普及に取り組まなければならない」等が定められている。

#### ○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年に発効した。日本では、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立など必要な国内法制度の整備等を進め、平成25年12月に国会で承認され、平成26年1月に条約の批准書を国連に提出し、2月に効力が発生している。

障害に基づく差別の禁止や障害者の社会参加促進などが内容として盛り込まれており、教育については第24条に記載されている。

#### た 行

#### ○東京都特別支援教育推進計画

この計画は、これからの都における特別支援教育の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に策定した長期計画。この計画は、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する都民の期待にこたえ、都立特別支援学校が抱える課題の解決とともに、幼稚園、小・中学校、区立特別支援学校、都立高等学校及び都立中等教育学校における特別支援教育の推進・充実を図るためのものである。

東京都では、平成28年度に東京都特別支援教育推進計画(第二期)〈計画期間 平成29年～令和8年〉を策定した。

#### ○特殊教育

心理的又は身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行う学校教育。

平成19年の「学校教育法」の改正により特別支援教育への転換が図られるまで、特殊教育制度の下に障害のある児童・生徒の教育が行われていた。

### ○特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものとなった。

### ○特別支援学級

通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級。日野市では、「知的障害」、「自閉症・情緒障害」、「病弱」の特別支援学級（固定学級）と「情緒障害等」、「言語障害」、「難聴」の特別支援学級（通級指導学級）を設置している。

固定学級は、学習活動等のすべてを小・中学校に設置された特別支援学級で指導を受け、通級指導学級は、小・中学校の通常の学級に在籍し、その障害に応じた特別の指導を通級指導学級で受ける形態となる。

### ○特別支援学校

「学校教育法」の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成19年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害。

### ○特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せの中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。

### ○特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員である。

### ○特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に、小・中学校の発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制として掲げられた。

区市町村の重層的な支援体制の一つとして、「特別支援教室」を全ての小・中学校に設置し、発達障害の程度等に応じて、巡回指導教員が巡回して児童・生徒の在籍校において個別指導等を実施する。特別支援教室の導入により、情緒障害等通級指導学級は特別支援教室に変わる。日野市では、ステップ教室と呼ぶ。

## は 行

### ○日野市学校教育基本構想（未来に向けた学びと育ちの基本構想）

日野市の学校教育が向かう方向性を広く保護者や地域とともに考えていくために策定する。第1次基本構想が平成21年度から平成25年度、第2次基本構想が平成26年度から平成30年度、第3次基本構想が令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする。

第3次日野市学校教育基本構想では、子供たち自らが育んでいってほしい力を「すべての“いのち”がよるこびあふれる未来をつくっていく力」とし、この力を育んでいく環境を、学校、家庭、地域、そして子供たちみんなで作っていくためのビジョンを定めました。

### ○日野市基本構想・基本計画（2020プラン）

日野市の最上位計画として、この構想や計画に基づき施策等が推進される。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間

### ○日野市総合教育大綱（学びと育ちのひのビジョン）

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るため設置された総合教育会議において策定された大綱。教育の振興に関する施策の方針を示す。平成28年度2月に、「ひのっ子を包み込む学びと育ちの環境が 地域から世界へ羽ばたく日野人を育む」をテーマに、教育と福祉の連携強化を掲げ市長名で策定をする。

### ○ひのスタンダード

日野市の特別支援教育の基準となる取り組みであり、子どもの能力を最大限に伸ばし自立と共生社会の担い手を育む指導・支援の体系化と方法論の研究である。

平成20年度に全教員が関わり研究し、その後書籍となった「通常学級での特別支援教育のスタンダード（東京書籍）」から始まる。その内容は、「包み込むモデル」として、子どもを支える環境を「地域環境・学校環境・学級環境・指導方法・個別的配慮」ととらえ、それぞれの階層の取り組みを充実させることを目指している。

特に、特別支援の必要な子どもだけでなく全ての子どもが分かる授業を目指し、「授

業のユニバーサルデザイン化」を研究している。日野市では誰もが分かる授業を追究するに当たり、まず特別支援の必要な子どもの授業でのつまずきに注目し、つまずきを解消するための授業の工夫を考えてきた。特別支援の必要な子どものつまずきの解消を図ることは、どの子どもにも有効と考え、それが授業のユニバーサルデザイン化となる。授業の工夫とは、焦点化、視覚化、共有化、スモールステップ化、授業展開の工夫などである。授業の工夫をしてもつまずきが解消されないときには、授業中の個別の指導、授業外の個に特化した配慮を考える。この学習の三段構えにより、全員が分かる授業の追及を小・中学校全校で実施している。

#### ○副籍制度

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

#### や 行

#### ○ユニバーサルデザイン

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方。高齢者、障害のある人のみならず可能な限りすべての人を対象としている。

#### ら 行

#### ○リソースルーム

通常の学級に在籍し、発達障害等により特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対し、個別の補充指導等による学習支援を行う事業である。市で雇用した教員免許のあるリソースルームティーチャーを配置して、児童・生徒のつまずきに応じた個別の学習指導を、各学校に設置したリソースルームで行う。日野市の独自事業である。



C

C

ひとりひとりに必要なアプローチをすべての子に  
第6次日野市特別支援教育推進計画

令和5年3月

編集・発行 日野市教育委員会

〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1  
電話 042-585-1111 (代表)